

神嘗祭 (十月十七日)

宮中に於て鄭重なる御式典を擧げさせられ國民一般靜肅に敬意を表し奉る大祭日の中にも、十月十七日の神宮神嘗祭は最も舊く最も重き御式典なり。伊勢神宮には豫め敕使を遣はされ、十六日豊受宮に十七日皇大神宮に幣帛及荷前の調絹テウノキヌを奉らしめ給ひ、宮中に於ては神宮御遙拜及賢所御親祭を行はせらる。地方官並に人民の遙拜は孝明天皇御例祭の時に同じ。

(二) 神宮と賢所

神宮は更めて云ふまでもなく天照皇大神より天孫に授け給ひた



る神鏡を奉安して 大神を祭り 賢所は、崇神天皇の御宇に模造さしめ給ひたる神鏡を奉安する古の内侍所なり。謹案するに千早振る神代に 天照皇大神が 皇孫尊天津彦彦火瓊杵尊を中國に降臨せしめ給ふに當り、八坂瓊曲玉、八咫鏡及草薙劍を賜ひて寶鏡を視ること吾を視るが如くすべし床を同じし殿を共にして齋鏡となせし宣ひ又葦原千五百秋之瑞穗國は是吾子孫の王たるべき地なり爾 皇孫就て治むべし寶祚の隆なる天壤と窮なかるべしと敕せられたることあり。皇孫尊勅を奉じ給ひ 神武天皇遂に瑞穗國を平定し給ひたるより 開化天皇の御代に至るまで五百六十餘歳は 神器と 天皇と殿を同じ床を共し給ひ神物官物の分別もなかりしが 崇神天皇に至り神威を畏ませられ倭の笠縫邑に磯城神籬を立て、神鏡と神劍を遷し奉り皇女豊鋤入姫命に齋き祭らしめ給ひ、而して神鏡を鑄造し奉

りたる石凝姥命の子孫に命じ神鏡を模造し之を別殿に安置し給ひたり。これ古の内侍所今の 賢所にして 神宮は 垂仁天皇の御宇皇女倭姫命が豊鋤入姫命に代りて奉齋せられし時 神勅に感じ鎮座の地を求めて倭より伊勢に遷し宮柱を五十鈴川上に建て、神鏡を奉安し 皇大神を齋き申されき。されば百餘の御代を歴二千餘の年を経て神威顯奕皇統連綿として 神宮には神嘗祭を行はせられ宮中には賢所御親祭の儀を行はせらる。

## (二) 神宮御祭典

往時は九月十七日を以て 神宮神嘗祭を行はせられたりしが、明治改暦の後九月を十月に改められ其十七日を以て行はせらるゝとなり。神宮神嘗祭と稱らるゝにて大方の意義明なる如く當年新穀の大御饌を伊勢 神宮に供進し奉る御祭なり。御祭典は祭主の司どる



所にして、宮中よりは別に勅使を遣はされ幣帛及荷前の調絹を奉らしめ給ふ。先づ前日を以て 豊受宮に奉り其前夜（十五日）豊受宮の大前に御神樂（此御神樂は神宮司應より之を行ふ）を行はれ 皇大神宮には十七日に奉られ其前夜（十六日）皇大神宮の大前に御神樂を行はせらる。祭主宮及勅使共に一旦宮川に下り同所まで出張の神宮諸員より川原の祓を受け身を淨めて山田に入るは此他の御祭典に於て皆然り。

（三） 大御饌と荷前の調絹

往時は 神宮に附屬の神田あり收穫の新穀を大御饌に供進し奉りしが、封建の政廢せらるゝと共に神田の區別もなくなり今は神宮司應より適宜の新穀を供進し奉る。宮中より勅使をして奉らしめ給ふ荷前の調絹は諸國より種々の國産を貢獻したる時代に織物の初穂を先

づ 皇祖に供進し給ひたるものにて荷前とは初荷の意義なり。聖天子が國の大本と宣らせ給ひたる農家に於て、耕作收穫は男姓の業とすれば、紡績織布は女姓の業とも云ふべく男は耕し女は織り斯くて農家は國の基となるなれば、耕作收穫の初穂を 皇祖に供進し給ふと共に紡績織布の初荷を併せて供進し以て神慮を安んじ給ふ所以なるべし。諸國より國産を貢獻する制度廢せられてより貢獻の初荷を神宮に供進し給ふことは自ら次第を異にすることゝなりたれども、荷前の調絹を供進せらるゝ恒例は廢し給はず、現時は御用のものに命じて精調謹製せしめ給ひたる生絹を勅使して奉獻せしめ給ふこと左の如し。

皇大神宮

荷前調絹

貳拾匹



右貳櫃

同別宮九所

九匹

右九櫃

御衣料絹

參匹

五色料絹

壹匹

右壹櫃

御衣料絹

貳拾匹

右貳櫃

豐受宮

荷前調絹

拾匹

右壹櫃

同別宮四所

四匹

右四櫃

御衣料絹

貳匹

五色料絹

壹匹

右壹櫃

御衣料絹

貳拾匹

右貳櫃

外

御僕殿料

貳匹

右壹櫃

皇大神宮御門幌料

參匹貳丈

右壹櫃

豐受宮御門幌料

貳匹參丈



右壹概

總計

九拾七匹參丈貳丈

貳拾五概

昔は勅使發向の途中近江と伊勢との境なる鈴鹿山に於て一應供物の荷包を檢ためられたることありき。元正天皇の養老五年九月十一日勅使を發せられてより九月十一日に勅使の發途あるを恒例としたるは、京都より神宮までの道程を算し十六七日に奉幣せんには十一日に京都を發途するを要したる故なるべし。

(四) 賢所御親祭

神宮の祭典と共に宮中にて御遙拜及賢所御親祭を行はせらるゝこと前述の如くなるが、賢所は宮城内に在り、賢所の左に並びて神殿あり、天神地祇を奉じ、右に並びて皇靈殿あり。御親祭を行は

せらるゝに當りて皇靈殿に並びたる神嘉殿の南庇に四尺の御屏風二雙を立て廻し其内に簀薦二枚を敷き上に御座を設け陛下先づ綾綺殿に出御あり御束帯を著させられ神宮を御遙拜あらせらる。皇后陛下は便殿にて御遙拜あらせられ、皇太子殿下皇太子妃殿下の御遙拜亦同じ。

賢所には大眞賢木を立て式部職の官員著床し開扉を奉仕し、神饌折敷高坏六本立折櫃廿合酒二瓶を供進す(此間奏樂)。著床の親王王殿下を始め大勳位親任官公爵從一位勳一等等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鶏間祇候等が順を正して起立する間に陛下には神宮御遙拜畢りて直に賢所の御前に進ませ給ひ御玉串を奉り御拜御告文を奏し給ひ畢つて入御あらせらる。次で皇后陛下御玉串を奉り給ひ御拜畢りて入御、次に皇太子殿下並に皇太子妃殿下御玉



串を奉り給ひ、御拜畢つて御退下あらせらる。次に親王以下著床諸員の拜禮宮内省奏任官掛判任官の拜禮ありて後神僕を撤し御扉を閉づ（此間奏樂）。正午よりは式部職官員著床して再び御扉を開き、午後一時まで伯子男爵從二位以下及勳二等以下神佛各宗派管長奏任官准奏任奏任待選門跡寺院住職の參拜を許され、一時より二時まで判任官准判任判任待選の參拜を許さる。

### （五）神嘗祭の由來

謹案するに、神宮神嘗祭は又伊勢例祭とも云ひ天曆勘文には、垂仁天皇の御世に始まりたる由見えたるも、正して國典に載せられたるは、文武天皇の大寶の制に『九月祭を行ふ神衣祭の使をして之を祭らしむ』とあるを以て始とす。前に述べたる如く、元正天皇の養老五年九月十一日に勅使を發して幣帛を、神宮に供せしめられてより、

九月十一日を以て使を發せられ十七日を以て奉幣せしめらるゝを恒例としたり。爾來種々の沿革あり、後土御門院天皇の寛正六年九月十七日例幣使參向の後應仁の大亂により京都一日の安寧なく勅使を遣はさるゝすら難かりしが、百八十三年を経て、後光明院天皇の正保四年に古儀を再興あらせられ同年九月十一日公卿勅使を立てられ例幣を發遣して伊勢、神宮に奉らしめ給ひ其後又絶ゆることなく今日に至れり。只封建の時代に於て、帝室の隆替なきにしもあらず徳川氏の盛時に於ては御料も豊ならずして供物の中神馬調絹等を缺くの餘儀なきを忍ばせ給ひしが、徳川氏の權威衰へ勤王の議論大に起るに至り先朝の慶應元年九月の神嘗祭に際して闕典の分をも御再興となり宣命にも辭別を載せられたり。斯くて維新の後神祇官を太政官の上に置かせられしより幣帛をも同官より發せられしが種々の沿



革を経て今日の如くなりぬ。但し改暦の後九月を十月に改められしが十七日を以て 皇大神宮に供進し給ふことは前に述べたるが如くにして古來に異ならず。

### (六) 祈年祭と神嘗祭

毎年二月十七日に祈年祭の御式典あることは祈年祭の條下に述べたり。是は 神宮に年の豊作を祈り給ふにて、神嘗祭は即其年の新穀を供進し給ふ御式典なれば、二月十七日の祈年祭と十月十七日の神嘗祭とは所謂相關聯したるものと云ふべし。

### (七) 敬先愛民の聖德

皇祖皇宗模範を垂れ祖先を崇め黎庶を愛し給ふ。謹で二千五百餘年の國史を案するに、文明の學問技術は或は之を唐土韓國より取り或は之を米國歐洲に倣ひ朝廷の制度をも彼等に則り給ひたることある

のみならず所謂文明の第一義たる文字の如きも他國よりの輸入に係る多しと雖、忠孝仁義の大道は開闢以來我邦の特風として君子國の名は異邦の人をして襟を正さしむ。神武天皇が中國を平定し給ふや第一に行はせられたる祭は即政治にして、『今諸虜已平海内無事可以郊祀天神申大孝者也』と詔らせて靈時を鳥見山中に建て 皇祖天神を祭り給ひき。かく祖先を祭り孝を盡すべき模範を示し給ひしより上には萬世一系の國體あり下には忠君愛國の國風あり。現時我邦の文明たる骨は之を唐土に取り肉は之を歐洲に取りたりとするも、血液は之を祖先に受けて今日に傳へたる也。されば叡慮を付度し奉るは恐多きことながら今や 天皇親ら 皇祖の神宮を拜し 賢所の祭を行はせられ歴代の恒例を継ぎ給ふのみならず愈々盛に式典を修め給ふは、祖先を崇むる模範を示し世界無比の國風を司どり給ふ所以



なるべし。祖先を崇め黎庶を愛し給ふは古來我が 帝室の聖徳にし  
て 皇祖は此國土を愛で豊葦原瑞穂國と宣ひ 聖天子は只管民の施  
の賑ふを喜び給へり。淑慮を付度し奉るは恐多きことながら今や  
天皇親ら 皇祖の 神宮を拜し 賢所の祭を行はせられ歴代の恒例  
を継ぎ給ひ聖恩に浴する國民が一年勞作の結果たる新穀新布を 皇  
祖の 神宮に供進せらるゝは祖先を崇め國民を愛し給ふの一端に外  
ならず。されば國民たるもの 神嘗祭が最も重き御式典なることを  
奉體し永く 皇祖を崇め常に 陛下の聖徳を奉頌すべきなり。

神宮神嘗祭御遙拜次第

午前九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス御遙拜ノ由

其儀神嘉殿ノ南庇ニ御屏風二雙ヲ立回シ其

内ニ贊薦ヲ數キ上ニ御座ヲ設ケ

同第十時

出御

次 御拜畢テ 入御

皇后陛下便殿ニ於テ 御遙拜

皇太子殿下 同上

皇太子妃殿下 同上

神嘗祭 賢所御親祭次第

午前九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

次式部職官員著床

次閉扉

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

同第十時

出御

先是親王王大勳位親任官公卿從一位勳一等

一等官侯爵正二位二等官辨香間祇候錦鶴間

祇候著床

次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ

畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇后陛下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入

御

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇太子殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ

御退下

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇太子妃殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ

御退下

此間著床ノ諸員起ツ

次親王王大勳位親任官公卿從一位勳一等一等官

侯爵正二位二等官辨香間祇候錦鶴間祇候拜禮

次宮内省奏任官拜禮

次掛列任官拜禮

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

正午十二時式部職官員著床



次開扉

同時ヨリ午後第一時迄伯子男爵従二位以下及勳  
二等以下神佛各宗派管長奏任官准奏任奏任待遇  
尊門跡寺院住職參拜

百九十二

午後第一時ヨリ同第二時迄列任官准列任列任待  
遇參拜  
次開扉  
次各退出

天 長 節 (十一月三日)

(一) 二大祝節

十一月三日の天長節は 今上陛下の御降誕日なること普天の下草刈  
る童も率土の濱鹽くむ海士も知らざるはなく、杖を力の老翁より母  
の膝を枕の幼児に至るまで君が代の千代に八千代にさしれ石の巖と  
なりて昔のむすまで驅なからんことを祝ひ奉らざるはなし。謹案す  
るに往時人日(正月七日)上巳(三月三日)端午(五月五日)七夕(七月七日)  
重陽(九月九日)を以て國民一般の節句となし、封建時代には江戸の城  
に諸侯の參賀あり諸侯の城に諸士の參賀あり京都の宮廷に於てもそ



れその儀式を行はせられしが、舊幕府の倒るゝと共に舊制度破れ  
舊階級廢れ舊禮節衰へ五大節句も漸く名ばかりのものたらんとする  
に至り、明治六年一月四日の御布告を以て従前の五節を廢せられ紀  
元天長の二節を以て宮中の二大祝日と定め儀式を整頓させ給ひ、國  
民一般に於ても聖意を奉體し今や殆全人日上巳端午七夕重陽等の節  
句ありしを忘れ、紀元節には金甌無缺の國體を祝し天長節には、聖  
壽の萬歳を祝し奉るの聲津々浦々に響かざるはなし。案するに祝節  
の整備は、上御一人の聖徳を表し下萬民の泰平を歌ふ所以にして、  
國礎動くべくもあらねば、聖壽涯なく國民一般に二大節を祝し奉る  
こと益々盛なるべきなり。

(二) 天長節御祭典

先づ 賢所 皇靈殿 神殿に御祭典を行はしめ給ふ。當日早旦御殿

の御裝飾を奉仕し午前九時に至り式部職官員著床し 賢所 皇靈殿  
神殿を開扉し(此間奏樂) 賢所 皇靈殿には折敷高坏六本立折櫃廿  
合酒二瓶の神饌を供し 神殿には飯餅海魚川魚海菜野菜鹽水(御  
盃) 以上調理八臺並に酒二瓶の神饌を供し(此間奏樂) 祝詞を奏し、  
次で 陛下の御代拜進みて御玉串を捧げられ 皇后陛下の御代拜同  
じく御玉串を捧げられ、次で 皇太子殿下 皇太子妃殿下の御代拜  
御玉串を捧げられ、次で宮内省勅任官總代の拜禮同奏任官總代の拜  
禮掛判任官の拜禮を畢りて神饌を撤し閉扉す(此間奏樂)。蓋し 賢  
所は 天照皇大神が『吾を視るが如くすべし』と宣りて 皇孫尊に  
授け給ひたる神鏡を 崇仁天皇の御宇に摸造し給ひ後之を奉安せし  
め給へる古の内侍所にして 皇靈殿は 皇祖以來歷朝の 皇靈皇后  
皇妃並皇親を祭らせ給ふ御殿たり 神殿は 八神天神地祇を祭らせ



給ふ御殿なれば、天長節の御儀式として 賢所 皇靈殿 神殿に御祭典を行はせらるゝは、即 陛下御降誕の日に於て先づ 天照皇大神を始め奉り 皇祖 皇宗及 皇神等を祭りて大孝を申べさせ給ふ所なるべしと恐察し奉る。されば臣民一同 聖天子の垂れさせらるゝ模範を仰ぎ之を敬し之を體し、各其誕生日に當りて先づ祖先を紀念し其本に報ずることを心掛けなば、曾て 陛下が宣らせ給へる如く『以て忠良の臣民たるのみならず又以て祖先の遺風を顯彰する』に足らむ。

(三) 觀兵式行幸

十一月三日 陛下御降誕の日特に觀兵式を行はせらる。次第左の如し。

一時刻諸兵隊青山練兵場ニ到着ス

一午前八時三十分御出門 鹵簿第一公式

一臨幸ノ報ヲ得テ指揮官喇叭手ニ命ジ號音ヲナサシム

一御著場指揮官以下入口ニ奉迎諸隊敬禮樂隊樂ヲ奏ス

一「テント」内ニ入御

一御乗馬指揮官御先導ニテ場内御一週閱兵式ヲ行ハセラル

但親王以下乗馬扈從

一御一週畢テ分列式御覽

但親王以下乗馬ノ盛陪覽

一式畢レバ「テント」内ニ 入御續テ 還幸

陛下御親ら觀兵の式を行はせらるゝは一年兩度正月の陸軍始と十一月の天長節とに於てなり。御降誕の御祝日に於て特に此式を行はせらるゝは固より深き大御心より出でさせ給ふ御事なるへく其一端を



恐察し奉れば、これぞ即 神武天皇が以て中國を平定し給ひ 神功皇后が以て三韓を征伏し給ひ 歷朝の英主が以て皇威を發揚し給ひ 今上陛下の御代に追びては以て御親ら維新中興の基を定め給ひ 又以て東洋平和の偉勳を建てさせ給ふに足るべき武を閲し兵を勵まし給ふ所以なるべし。されば臣民一同 聖天子の垂れさせらるゝ摸範を仰ぎ奉り 大元帥陛下が御降誕の日に於て特に武を閲し給ふ如く、各々其誕生日に當りて農は農を勵み工は工を勵み商は商を勵み文は文を勵み武は武を勵むの信念を固くせば、曾て勅語に宣らせ給ひたる如く『公益を廣め世務を開き』以て『忠良の臣民たるのみならず又以て祖先の遺風を顯彰するに足らむ』。

#### (四) 宮中の御宴

當日午前觀兵式より還御の後午前十一時風風之間に於て、親王王殿

下を始め宮内省高等官一同の拜賀を受けさせられ十二時頃豊明殿へ出御親王王殿下大勳位親任官公爵従一位勳一等一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鶏間祇候及各國公使を召して祝宴を開かせらる。御酒儀は日本風の調理配膳にて御酒は御銚子に盛り酒儀は大膳職にて調へ御陪食の榮を得たるもの一人毎に賜はるの例にて、一同列を正して著席しやがて 陛下より

本日の誕辰に際し 朕が最も敬愛する交際列國の公使並に 朕が政府の臣僚と宴を共にするを歡び且深く卿等が之を祝するの敬意を嘉納す

との意味の勅語を賜はり首席公使よりは各國公使を代表し 本使等今日 皇帝陛下の御誕辰に際し此御宴に陪せしめられ且優渥なる勅語を賜ふ深く本使等の光榮とする所なり本使は各國使臣



を代表して 陛下の萬歳を奉祝し併せて貴帝室の益々御繁榮あら  
せられん事を祈り奉る

この意味を奉奏し總理大臣は群臣を代表して

臣等本日 陛下御誕辰の佳節に際して此御宴に陪し且優渥なる勅  
語を下賜せられ何ぞ感激に堪ゆべけんや臣茲に 陛下の臣僚を代  
表して寶壽の萬歳を祝し奉る

この意味を奉答し斯くて御酒宴を開かせらる。御酒宴の間は絶えず  
奏樂あり 陛下が寛態温容以て歡を共にし給ふことは陪宴の榮を得  
たるものゝ感銘永く忘る能はざる所なりと云ふ。されば臣民一同  
聖天子の垂れさせ給ふ摸範を仰ぎ之を敬し之に倣ひ奉り、各其の誕  
生日に於て親戚故舊を會し或は酒肴を設けて喜を共にすることあら  
ば家庭の和樂を増し社交の親密を加え會て勅語に宣らせ給へる如く

『父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信じ』以て『忠良の臣民た  
るのみならず又以て祖先の遺風を顯彰するに足らむ』

御祝宴終りて入御。十二時より二時までは在京奏任官准奏任奏任待  
遇有位有勳者神佛各宗派管長門跡寺院住職參賀す。伯子男爵有位華  
族は赤阪離宮にて酒饌を賜ふの例なりしが當時は午前十一時三十分  
參賀し宮中東溜之間にて酒饌を賜はること定められたり。又在京  
奏任官へは各廳に於て酒饌を賜ふ。

### (五) 天長節の由來

謹案するに 天皇陛下の御降誕日を以て天長節と稱し奉るは 光仁  
天皇の寶龜六年九月壬寅の日の勅に十月三日は是 朕が生日也此辰  
に至る毎に感慶兼集る内外の百官に酺宴を賜ふこと一日仍て此日を  
天長節と名く』とありて其十月三日に至りて大に群臣に酺宴及祿等



を賜ひ又群臣よりも翫好酒食を献れると同天皇紀及類聚國史等に見えたるを以て始めとす。斯くて同十年十月三日にも亦此事ありしを載せられたれば、光仁天皇の御世には毎歲天長節を祝し給ひたるならむ。今上陛下天長節の祝典を行はせられたるは明治元年九月廿二日に始まり同五年九月に至りて大に儀式を整へしめ給ひ是より以降毎歲前に述べたる如く、賢所、皇靈殿、神殿に御祭典を行はしめ給ひ、親王王諸臣に祝宴を賜ひ、陸軍觀兵式をも行はせ給ふ。然るに改曆の後推歩するに、太陰曆にて御降誕の年の九月廿二日は太陽曆の十一月三日に相當するを以て明治六年よりは十一月三日を以て天長節の祝典を擧げさせらるゝことなり、『君は千代ませ八千代ませ』の謳歌は臘虎の跳る千島より芭蕉の實る臺灣まで響きて萬歲を祝し奉るぞ聖代の御慶なる。又在地方の高等官有爵有位有勳者の賀表を

奉ること紀元節に同じ。

備考

明治元年八月二十六日行政官布告

九月二十二日ハ、聖上御誕辰相當ニ付毎年此辰ヲ以テ群臣ニ醑宴ヲ賜ヒ天長節御執行相成天下ノ刑戮被差停候偏ニ衆庶ト御慶福ヲ共ニ被遊候思召ニ候間於庶民モ一同御嘉節ヲ奉祝候様被仰出候事（六年ニ至リ十一月三日ニ改ム）

明治三年九月七日太政官布告

九月廿二日、聖上御誕辰每歲此日ヲ以テ天長節トシ群臣ニ醑宴ヲ賜ヒ天下ノ刑戮ヲ停メ衆庶ト御慶福ヲ共ニ被爲遊度旨一昨年



御布告ニ相成候處未ダ末々迄御旨意貫徹不致向モ有之趣ニ付府  
藩縣共此旨篤ト奉體シ衆庶一同 御誕辰ヲ奉祝候様可致旨更ニ  
被仰出候事

明治六年一月四日太政官布告

今般改曆ニ付人日上巳端午七夕重陽ノ五節ヲ廢シ 神武天皇即  
位日 天長節ノ兩日ヲ以テ自今祝日ト被定候事

天長節御祭典次第

本日早且御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス  
午前第九時式部職官員著床  
次宮内省勅奏任官總代各一名著床  
次 賢所 皇親殿 神殿開扉  
此間奏樂  
次 神饌ヲ供ス  
此間奏樂

次祝詞

次御代拜御玉串ヲ奉ル  
此間著床ノ諸員起ツ  
次 皇后陛下御代拜御玉串ヲ奉ル  
此間著床ノ諸員起ツ  
次 皇太子殿下御代拜御玉串ヲ奉ル  
此間著床ノ諸員起ツ  
次 皇太子妃殿下御代拜御玉串ヲ奉ル

此間著床ノ諸員起ツ

次著床ノ諸員拜禮  
次掛列任官拜禮  
次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉  
此間奏樂  
次各退出



新嘗祭班幣 (十一月十日)

新嘗祭班幣とは神嘉殿に於て新嘗祭を行はせらるゝに付き、豫め宮内省に於て伊勢 神宮並に官國幣社に奉らるゝ幣帛を頒ち送らるゝの儀を云ふ。維新の後四年十一月十七日大嘗祭を行はれし時始めて班幣の儀を行はせられ、六年改暦あり十一月廿三日を以て新嘗祭日と定められしより同月十日を以て班幣を行はせられ爾後恒例となし給へり。幣帛を頒ち送らるゝに當りて 神宮の幣帛は特に勅使をして奉獻せしめ給ひ官國幣社は各地方廳を経て之を頒つ。即神嘉殿に於て新嘗祭を行はせらるゝと共に 神宮並に各官國幣社に於ても新



嘗の祭典を行はせらるゝためにして、神宮並に官國幣社の祭典は概して宮中の新嘗祭と同日即十一月廿三日に於て舉行せらるゝも、交通不便の遠隔地にあり若くは不時の事變により幣帛の到達遅れたる官國幣社にては新嘗祭日の後別に日を定めて祭典を執行す。

鎮魂祭 (十一月廿二日)

(一) 鎮魂祭の由來

新嘗祭の前日十一月二十二日鎮魂祭を行はせらる。即 聖上を始め奉り 皇后宮、東宮同妃の御魂を鎮め大御命の長きを祈り大御世を言壽ことほぎ奉る御祭儀にして綾綺殿に於て行はせらる。謹案するに日本書紀に『昔サレ媛女君メノキミの遠祖天鈿女命トホツメメノミコト眞辟マヒキ葛カヅをヒ羅ワ葛カヅをヒ手テ織オリにし手に著さ鐔つ矛つを持もて天の石窟戸イハの前にツ蓄た槽た覆ふ蹈ふ響むし巧たにウ歌う舞まて大御神を和め奉りき』とあるを以て此祭の緣故とし、神武天皇帝都を倭國楯原に定め給ひし後宇摩志麻治命ウマシマヂノミコトに詔りして 天皇 皇后の御ために



祭を行はしめ給ひたるを以て記録に載せられたる始めとす。降つて天武天皇の白鳳十一年十一月癸卯朔丙寅日及同十四年十一月に天皇の爲めに招魂すと記されたるも鎮魂祭にして、文武天皇の大寶の制には十一月中寅日を鎮魂祭の日とし翌卯日を以て新嘗祭の日とせられたり。かく古來新嘗祭の前日を以て鎮魂祭を行はるゝことに定められしは蓋し然るべき所以あるならむ。然るに後花園院天皇の寶徳三年十一月十九日に此祭を行はせられたる後の記録なく、大嘗祭も後土御門院天皇の文正元年に行はれたる後中絶となりたれば古來大嘗祭新嘗祭と相伴ふて必其前日に行はせられたる鎮魂祭も應仁の大亂によりて中絶とはなりたるなるべし。應仁の大亂も漸く鎮まり文正元年より二百八十六年を経て、桃園院天皇の寶曆元年十一月十三日に至り鎮魂祭を御再興あらせられ、その十餘年前、後櫻町院

天皇の御宇に御再興あらせられたる新嘗祭の前夜を以て白川神祇伯家に於て行はせられたり。爾來御代毎に年毎に變更なく維新の後神祇官を東京に建られたるを以て同官にて之を行はれ當時は綾綺殿に於て行はせらる。改暦の後十一月廿三日を新嘗祭の日と定められたると共に廿二日を以て祭日と定められたり。

### (二) 鎮魂祭の次第

新嘗祭の前日綾綺殿に於て行はせらるゝ鎮魂祭の御次第は午後四時に先づ神座以下を裝飾し五時掌典長以下手水の儀ありて祓所に立ち掌典補祓詞を讀み訖つて榊枝を執つて祓ふ。是より先宮内省敕奏任官總代各一名南庇の東上北面に著床し雅樂師も同所に著床す。掌典長は祓を受けて齋殿の北上東面に著床し掌典掌典補順を正して著床しかくて高皇產靈神、神皇產靈神、魂留產靈神、生靈神、足產靈神、大宮寶



神事代主神御膳神（以上を鎮魂八柱神と申し一前とす）並に大直日神を齋き奉り安知女の曲を奏して太刀一口弓一張箭一双鈴廿口佐奈伎廿口絶一匹木綿五斤麻十斤（以上を八代物と云ふ）を供し神樂歌を奏し、八神及直日神の二前共に調理の神饌飯餅海魚川魚鳥鰻海菜野菜菜鹽水（御盃）及酒二瓶を供す。暫にして警蹕の聲と共に 聖上御衣（白絹一匹）御玉緒の渡御あり。掌典御筥を齋殿の案上に奉安し次で掌典絲結を奉仕し次で内掌典鉦を執つて字氣槽を衝き掌典御衣振動の神事をなし畢り警蹕の聲と共に入御あらせらる。皇后陛下 皇太子殿下 同妃殿下の 御衣（白絹一匹宛）御玉緒渡御以下入御に到るまでの御式前儀の如し。後に大直歌倭舞等あり誠に神々しき御祭儀なりと承はる。

備考

(其一)

安知女の曲とは御女命をさす。此神天岩戸の前に俳優したまひしに起りたる曲なりと云ふ。

倭舞とは國風の一部にて本末拍子(雅樂師二人)笛(同二人)箏(同二人)和琴(同二人)附歌(同二人)舞人(四人)にて舞ふ。

大直歌 あたらしき年のはしめにかくしこそ千とせをかねてたのしきをつめ

備考

(其二) 舊事本紀 天皇本紀 神武天皇摘録

十一月丙子朔庚寅宇摩志麻治命奉齋殿内於天璽瑞寶奉為帝后崇



鎮御魂祈禱禱 祚所謂御鎮魂祭自此而始矣凡厥天瑞謂宇摩志麻  
 治命先考饒速日尊自天受來天璽瑞寶十種是矣所謂瀛都鏡一遼都  
 鏡一八握劍一生玉一足玉一死反玉一道反玉一蛇比禮一蜂比禮一  
 品物比禮一是也天神教導若有痛處者令茲十寶謂一二三四五六七  
 八九十而布瑠部由良由良止布瑠部如此爲之者死人返生矣即是布  
 瑠之言本矣所謂御鎮魂祭是其緣矣其鎮魂祭日者媛女君等率百歌  
 女舉其言本而神樂歌舞尤是其緣者矣

備考

(其三) 年中行事抄 鎮魂歌

アメチ 一度  
 天地 アメツチニ  
 オ、、、 三度  
 玲瓏 キユラカスハ  
 サユラカス カミワカモ  
 カミコソハ キチキコウ

キユラナラハ

アメチ 一度  
 石上 イソノカミ  
 太刀欲得 タチモガト  
 奉 ソノタテマツル  
 オ、、、 三度  
 振社 フルヤシロノ  
 兒 ネガフソノコニ

アメチ 一度  
 藤雄等 サツチラガ  
 奥山 オクヤマニ  
 弓 御狩爲  
 御狩爲 ミカリスラシモ

アメチ 一度  
 上座 ノホリマス  
 御魂欲 ミタマホス  
 オ、、、 三度  
 豊日 豊日  
 本金 本金  
 牙 牙  
 モトハカナボコ

アメチ 一度

末木牙 スエハキボコ

アメチ 一度  
 吾妹子 ワキモコカ  
 人見 人見  
 歎 ヒトモミルカニ  
 魂匣 アメチ 一度  
 魂匣 タマハコニ  
 魂匣 タマチトラセヨ  
 魂匣 魂匣  
 魂匣 タマカリマシシカミハ  
 魂匣 アメチ 一度

今不榮 イマサカエデハ  
 何時將榮 アリメテルチカサチ  
 何時將榮 イツカサカエム  
 穴師 オ、、、 三度  
 穴師 アナシノヤマノヤマノモト  
 深山 深山  
 櫻爲 ミヤマカツラセヨ  
 木綿 木綿  
 御上魂 ヌウトリシテテ  
 御上魂 ミタマガリ  
 今來坐 今來坐  
 イマソキマセル  
 オ、、、 三度

アメチ 一度  
 魂匣 タマハコニ  
 魂匣 タマチトラセヨ  
 魂匣 魂匣  
 魂匣 タマカリマシシカミハ  
 魂匣 アメチ 一度

アメチ 一度  
 魂匣 タマハコニ  
 魂匣 タマチトラセヨ  
 魂匣 魂匣  
 魂匣 タマカリマシシカミハ  
 魂匣 アメチ 一度



御魂  
ミタマミニ  
今來  
イマゾキマセル  
去  
サリクルシミタマ  
去  
イマシシカミハ  
魂匣持  
タマハコモチテ  
魂返  
タマカヘシスナヤ

二百十六  
イトナミコイムナヤ  
一二三四五六七八九十  
十度讀之、毎度中臣結也

鎮魂祭次第

午後第四時神座以下ヲ裝飾ス神座以下ヲ裝飾ス  
同第五時典學長以下手水ノ儀アリ手水ノ儀アリ  
次典學長以下被ノ所ニ立ッ  
次典學長以下被ノ所ニ立ッ  
先是宮内省勅任官總代各一名著床南座  
雅樂師著床北座  
次典學長著床北座  
次神降  
此間著床ノ諸員起ッ  
次安知女ノ曲ヲ奏ス  
次八代物ヲ供ス

此間神樂歌ヲ奏ス  
次神饌ヲ供ス  
此間神樂歌ヲ奏ス  
次典學長著殿ニ昇リ祝詞ヲ奏ス畢テ掖座ニ著ク  
此間著床ノ諸員起ッ  
次典學長著床ノ諸員起ッ  
此時警蹕著床ノ諸員起ッ  
次典學長以下八開手ヲ拍ッ八開手ヲ拍ッ  
次典學長進テ宇氣槽ニ昇ル  
次典學長著殿前後ノ幔ヲ垂ル典學長結ヲ奉仕ス

結十  
内典學長著床ノ諸員起ッ  
木ノ宮ニ納ム典學長補前幔ヲ卷ク典學長著殿ニ進  
ミ御衣宮ヲ執テ蓋ヲ開キ神前ニ向ヒ振動十  
テ木ノ所ニ納置ク  
此間神樂歌ヲ奏ス  
次御衣竝御玉緒ヲ入御  
此時警蹕著床ノ諸員起ッ  
次 皇后陛下御衣竝御玉緒渡御  
此時警蹕著床ノ諸員起ッ  
次典學長御衣等ノ宮ヲ齋殿ノ案上ニ奉安以下振動  
同上  
此間神樂歌ヲ奏ス  
次御衣等入御  
此時警蹕著床ノ諸員起ッ  
次 皇太子殿下御衣竝御玉緒渡御以下總テ同上  
次 皇太子妃殿下御衣竝ニ御玉緒渡御以下總テ

同上  
次典學長掖座ニ復ス典學長補後幔ヲ卷ク  
次典學長復床  
次大直歌  
次典學長再拜諸員之ニ應ス  
次倭舞  
次典學長以下後手ヲ拍ッ初ノ如キ  
次神饌ヲ撤ス  
此間神樂歌ヲ奏ス  
次八代物ヲ撤ス  
此間神樂歌ヲ奏ス  
次神昇  
此間著床ノ諸員起ッ  
次各退出



新嘗 祭 (十一月廿三日)

十一月二十三日に行はせらるゝ新嘗祭は、皇孫尊が降臨あらせられたる時に縁由し、神武天皇元年に行はせ給ひたるより歴朝繼續して變易あらせらるゝ事なく、神嘗祭と共に宮中の御儀式多く有るが中に最も嚴儀と稱し奉る御祭典にして御親祭の御準備の鄭重なるは申すに及ばず供御の新穀を民間有志者より献納する特例の設けられたるあり。而して十一月廿三日新嘗祭を行はせらるゝの前十一月十日には新嘗祭班幣を行はせられ廿二日には鎮魂祭を行はせらるゝこと前に述べたるが如し。



## (二) 新嘗祭の由來

新嘗祭は又大嘗祭とも云ひ上古にありては新嘗大嘗の區別なかりしが、天武天皇の御世に至りて、毎世に一度行はるゝを大嘗と云ひ毎年行はるゝを新嘗と云ひ始めて區別を立て給ひたり。謹案するに皇祖天照皇大神高天原に坐して始めて五穀の種を得給ひ是は現しき青入草食て活べき物と詔して稻種を天狭田長田に植しめ給ひ始めて熟したるを取り大嘗殿に坐して新嘗開食給ふ大嘗新嘗の名此に始まると記紀に見えたり。其後、皇孫尊を天降し奉る時に、天照皇大神吾高天原に所御齋庭の穂を吾兒に御奉ると、詔り給ひて授け給ひたり。筑紫の日向に天降坐すに及び悠紀主基（悠紀と主基と云ふは共にきよき意味なり）の國を齋ひ定めて其の熟れるを大嘗の齋場に持參來て白酒黒酒の御酒に造りて、皇孫尊に奉り、天都神の壽詞を稱

辭定め奉り給ふ。此を大嘗新嘗の由縁とし、神武天皇の元年天富命諸の齋部を率て天璽の鏡劍を捧げ正殿に安んじ奉り、天種子命天神の壽詞を奏し、日臣命來目部を率て宮門を護り、饒速日命内物部を率て矛楯を建て、大嘗の祭儀起れり。其後此祭の史上に見えたること枚舉に遑あらず。前に述べたる如く、天武天皇の御世に至りて、毎世に一度行はるゝを大嘗と云ひ毎年行はるゝを新嘗と云ひ大嘗新嘗の區別を立てられしが、後土御門院天皇の文正元年に大嘗會を行はせられたる後應仁の大亂によりて中絶せしこと凡二百七十五年にして、後櫻町院天皇の元文五年十一月廿四日新嘗祭を御再興あらせられ、光格天皇寛政三年に至り更に神嘉殿をも御再興となり同十一月廿二日には神嘉殿に行幸あらせられて古代の如く新嘗祭を行はせられ其後毎年の恒例となさせ給へり。斯くて維新の後明治元年新嘗



祭の布告あり、四年十一月十七日には御内庭に悠紀主基の神殿を立てられ大嘗會を行はれ、此年より 神宮並に官國幣社へ幣帛を奉らるゝことゝなりぬ。此祭は古來十一月下の卯日（三の卯ある時は中の卯）を用ゐらるゝ例なりしを明治六年改曆の後十一月廿三日を御祭日と定められ、前後種々の沿革を経て明治廿二年宮城御造營の工竣りて今の皇居を定められし後も神嘉殿にて行はせらる。

（二） 夕次第と曉次第

新嘗祭には 聖上神嘉殿に出御あらせられ新穀を 皇神等に供し奉られ御親らも聞食給ふ。午後二時 神殿の裝飾を奉仕し四時より式部職官員著床し掌典補 神座を設け掌典寢具を 神座の上に供し、五時四十分忌火の御燈を 神殿の四隅に點じ各所に庭燎を點じ掌典長祝詞を申す。陛下には六時綾綺殿に出御あらせられて御齋服を著

させられ同時に親王王殿下大勳位親任官公爵従一位勳一等一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鶏間祇候一同及伯子男爵總代各一名著床す。かくて 陛下出御あらせらるゝや、侍従劔璽を奉し侍従長式部長前行し侍従二人燭を乗り、隔殿の御座に著御あらせらるゝや、侍従は劔璽を案上に奉安し侍従長式部長侍従等は隔殿の庇の座に候す。次で神饌行立あり。蓋し新嘗祭の儀たる當年新穀の初穂を 皇神等に供せらるゝ所以なれば、神殿に於ける神饌は御飯鮮物干物菓子布汁漬鮑汁漬和布羹鮑羹御酒御粥御直會酒（白酒黒酒）にして神饌行立は左の如し。

掌典補一人燭を執る

掌典一人削木を執る

同 一人海老鮎槽を執る



- 同 一人多志良加を執る
- 陪膳采女御楊枝筥を執る
- 役取菜女御巾筥を執る
- 采女一人神食薦を執る
- 同 一人御食薦を執る
- 同 一人御箸筥を執る
- 同 一人枚手筥を執る
- 掌典一人御飯筥を執る
- 同 一人鮮物筥を執る
- 掌典補一人干物筥を執る
- 同 一人菓子筥を執る
- 同 一人海菜汁漬を執る

- 同 一人鮑汁漬を執る
- 同 二人空盞を執る
- 同 二人羹八足机を昇く
- 同 二人酒八足机を昇く
- 同 二人御粥八足机を昇く
- 同 二人御直會酒八足机を昇く

かく行立の順序整ひて警蹕の聲と共に著床の諸員立ち雅樂師神樂歌を奏し 陛下には 神殿の御座に著御あり式部長掌典長は東の隔殿の座に候す。陛下御手水の儀ありて御供進御告文を奏し給ひ御直會を聞食給ふ。親王王殿下を始め著床の諸員は庭上にて拜禮し畢つて陛下隔殿へ入御次で還御おらせらる。曉午前一時掌典長 神座以下を檢し次で出御あり曉の神儀を供せらるゝこと夕の御儀に異なるこ



となし。又 賢所 皇靈殿 神殿の新嘗祭は同日内掌典をして奉仕せしめらる。賢所 皇靈殿の神饌は折敷高坏六本立折櫃廿合酒二瓶にして 神殿に供せらる、神饌は洗米酒餅鯛鯉雉子鳴海菜野菜菜鹽水十一臺なり。

### (三) 明治四年の大嘗會

天武天皇の御世に大嘗新嘗の區別を定められてより御世毎に一度大嘗祭を行はせらるゝことは前に述べたるが如くにして、當今の御世となりては明治四年十一月十七日新嘗祭の日に大嘗會を十八日に豊明節會を行はせ給ひたり。御儀式は總て古典に則らせ給ひ宮中御内庭に悠紀主基の神殿を建てられ、龜卜により悠紀の國を甲斐の山梨郡と定め主基の國を上總の長狹郡と定められ特に使を遣はされ、植付より刈入に至るまで人を選びて清淨に奉仕せしめられ、悠紀の神

殿に於ける供進主基の神殿に於ける供進最も嚴にして神々しかりしと承はる。

### (四) 供御の新穀

新嘗祭供御の新穀は古代には悠紀主基の國をトひ定められて悠紀の國主基の國より貢せしめ給ひしを、近く明治以前となりては山城國宇治郡山科の御料地より貢せしめ、明治五年以來は大藏省より納め、十一年以來は東京府よりし、十四年以來は新宿なる植物御苑にて作らしめ給ひし所を以て之に充させられたり。然るに明治十五年十二月岩倉贈太政大臣在世の時、此御祭典は 皇孫尊降臨の始めより歴朝繼續して變易あらせらるゝことなき嚴儀にして、聖上寒夜に御親祭を行はせられ其本を忘れ給はず且つ民命を重んじ給ひ 天祖に報ひ奉り、祈年祭に於て年々の豊饒を祈らせ給ひ新嘗祭に於て報養の



儀を行はせ給ふものにして、萬民生活する所の食は當初 天祖の賜なる事を忘れしめ給はず我國の農事を勵ましめ給ふ重祀なれば、國民たるもの 聖意を奉體し 聖意に副ひ奉りて、毎年新嘗祭に當り各地方有志農民より新穀を献納せしめんことを地方官に示達せられしことありし由なれども、間もなく公の薨去にて勤王愛民の遺志空しからんとせしが、明治廿五年四月に至りて時の富田東京府知事を始め各府縣知事四十六名より新嘗祭の供御献納の儀を願出で輒ち御嘉納あらせられ、各府縣の有志者より各精米一升、精粟五合宛を献納するととなりしかば、新宿の御苑にて作らせ給ふ米粟に合せて供御に奉らるゝ事となりしとぞ。聖徳容れざるなく全國各府縣所在國の有志者が至誠を凝して農作せる精米精粟を御苑の新穀に混和して供し奉らるゝは、殊に 神慮に適ふ所以なるべく明治の御世に生

れたる人民の榮譽之に過ぐるものなかるべし。

### (五) 白酒黒酒の醸造

貢献の爲めに農作する米穀は播種の前に田を被ひ清め培養の時に農具農需を清め收穫の後に總てを清め實に各府縣有志者の至誠を凝したるものにして、大概十月末までに献納すれば御苑のものに合せて精米粟は御飯及白酒黒酒の料として供せらるゝ由に承る。

### 備考

(其一) 明治元年十一月十五日布告

來十八日(六年布告ヲ以テ十一月二十三日ニ改ム)新嘗祭ニ相

當リ御祭ハ於京師被爲行候得共 主上御遙拜被爲在候右祭ノ儀



ハ先 皇國ノ稻穀ハ 天照大神顯見蒼生ノ食而可活モノナリト  
 詔命アラセラレ於天上狹田長田ニ令殖給ヒシ稻ヲ 皇孫降臨ノ  
 時下シ給ヘルモノナレバ其神恩ヲ忘給ハズ且旱淋ノ憂無之様ニ  
 ト 神武天皇以來世々ノ 天皇十一月中卯ノ日當年ノ新穀ヲ  
 天神地祇ニ供セラル、重禮ニテ三千年ニ近ク被爲行來ル十一月  
 朔日ヨリ散齋致齋ノ御戒被爲在萬民御撫恤ノ爲ニ 御親祭被爲  
 在候事誠以下々ノ身ニテハ難有御儀ニ候諸般ノ事ハ中世以來他  
 邦ノ風儀モ立交候ヘドモ神事ノミハ古代ノ儘ニテ聊モ駁雜無之  
 純粹ノ古道ニ候京都及山城國中ハ當日ヨリ明朝マテ梵鐘誦經ノ  
 音ヲ禁止シ庶民ニ至迄一意ニ 神祇ヲ尊崇スヘキ御定ニ有之天  
 下一統昔ハ新嘗ノ日ハ戸ヲ閉齋戒イタシ候赴古歌ニ相見ヘ候ヘ  
 ドモ只今ニ至候テハ其子細モ不存徒ニ打過候故及御布告候右ノ

譯ニテ至御仁恤ノ敬慮ヨリ被爲行御祭ニ候條公卿諸侯大夫士庶  
 人ニ至迄篤ク相心得當日ハ潔齋神祇ヲ拜シ共ニ五穀豐熟天下泰  
 平ヲ神祇ニ祈奉ルヘシ面々毎日食シ候米穀ハ其元 天祖ノ賜物  
 ナル事ヲ知御國恩ノ辱キ事ヲ相辨候ハ、遊興安臥シテ在ベキニ  
 アラズ寒村僻邑ノ士民雨ヲ祈晴ヲ願候モ必感應有之況天下一同  
 至尊ノ御仁慮ヲ體認シ奉リ共ニ祈請シ奉ルニ於テハ神祇ノ冥感  
 殊ニ速ナルベキ事ニ候

備考

(其二) 荷田在滿 大嘗會便蒙摘錄

先國郡卜定といふ事あり是は悠紀主基の國郡を何の國何の郡と  
 うらなひ定めらるゝ儀式なり。悠紀とは日本紀の私記にいはい  
 きよまはるの辭といへりされどいつきといふ詞にもあらんか。



主基とは次と云義にて悠紀に次てものいみする意也。扱悠紀主基にあたりたる兩國の國司其年の大嘗の事を奉行し、且大嘗の時に奉らるゝ御飯白黒の御酒等も悠紀にあたりたる國の悠紀にあたりたる郡、主基にあたりたる國の主基にあたりたる郡、兩郡の稻を用ゐらるゝ也。故に前ひろにうらなひ定めらるゝ也。是は八月の内にて日をえらみて定めらるゝとし廿八日に行はる。其儀紫宸殿の西の方に廊あり是を軒廊といふ、此所に神祇官の官人つらなり坐して、其中に下部兩人にて龜甲をやき其龜のやけ様にて悠紀は何の國何の郡、主基は何の國何の郡と定むる也。昔は數國數郡の名を書立て其中にてうらなひし事なれども、中古以來は國には定まり有て悠紀は必近江國を用ゐる主基は丹波國と備中の國とをかへるゝに用ゆ。郡は一國に二郡つゝを書立

る、其中にて一郡をトひ定むる也。此度は悠紀近江國滋賀郡、主基は丹波國桑田郡に定まる。此ト定過て以後六條宰相中將有起卿を兼近江權守とし岩崎右官督紀氏信を近江權大掾とし、此外に池尻右衛門權佐榮房初より兼近江介なりければ此三人悠紀の國司として前後共に事にあづかる。又廣橋左大辨宰相兼胤朝臣を兼丹波權守とし正親町右中將實運朝臣を兼丹波介とし座田右衛門大尉紀氏房を丹波權掾とし、此三人主基の國司として同じく事に預る。又拔穂の使として鈴鹿右近土山駿河守武屋兩人近江國滋賀郡松本村へ下りて、鈴鹿内膳高島右太夫源蕃信兩人丹波國桑田郡鳥居村へ下り各其所に到りて田をトひ定む。是を大田といふ其田に出來たる稻を撰子稻といふ。次に荒見河祓といふ事あり、是は大嘗會に奉仕する行事の辨史



等是迄のかりそめに犯せる輕き罪咎をはらひすて、是より清淨にする儀也。大嘗會の散齋は十一月朔日よりなれども、行事の辨史は先是迄の罪咎をはらひ汚穢を除かんが爲に九月晦日に河祓をなす也。すべて祓は水邊にてする事にてすなはち贖物とて人のかたを作り、是に我が罪咎をうつして河水に流しすて跡の殘らぬ様にする事なり。昔に荒見河といへるはいつれの流やらんしらす、今の祓は京の北西に紙屋川といふあり今の人のい川とよぶ、此川の高橋といふもにて祓を行はれとも名目には荒見河の祓といふ也。其儀川ばたに幄をたて悠紀主基の行事の辨史中臣卜部著座し辨史大麻を撫て息をかけ、卜部其大麻を地につき立て祝詞をよみ祓をなして贖物を流しすつるなり。次に御禊といふ事あり。禊もはらへとよみて祓と同じ義なれど

も天子などに禊といひ常の人には祓といふ。是も荒見河祓と同じ意にて天子是より清淨にしたまはんが爲に是までの汚穢をはらひ清め給はんとて御禊をなし給ふ也。十一月朔日より大嘗會の散齋なるが故に十月の末に行はるゝ事也。ことしは廿九日なり昔は河邊に行幸ありて行はれしかど、後世は略せられて清涼殿の晝御座に出御ありて行はる。其儀庭上に御贖物御麻を案にのせてをき宮司是を奉る、御贖物は御巫取次て中臣女是を奉り御麻は祭主取次て中臣女是を奉る、此間天子是を撫給ひ御息をしかけて返し給ふ、其次に關白にも贖物をまいらせ關白も祓をし給ふなり。昔は此時公卿以下も同じく祓をせる事江次第に見えたり今はしからず。

次に忌火御飯供する事あり。忌火は齋火にて是は十一月朔日今



日より大嘗會の散齋なるが故に、さのふまでの火を改めて清き火にて御飯を供するなり。其火の改りたる初日の御膳ゆへに陪膳の仕様以下常の如く畧義ならずして本式にするなり。但是は大嘗會の前に限りたる事にはあらず、中古までは毎年六月十一月十二月朔日に必ず是を供す、是みな其月に格別の神事あるに依て其月の朔日に火を改むるがゆへなり。其儀清涼殿の大床子の前に臺盤をたて其上に御膳を供す、先四種の物とて酢鹽酒醬をそなへ次に御飯をそなへ次に御菜とて薄鮫干鯛鱒鱈をそなへ次に御汁物とてわかめの汁をそのふ、右の如くそなへ畢りたる上にて出御ありて御膳につかせ給ひて御箸を取て御飯につきてさせ給ふばかりにて入御せらる。其あとにて御膳を撤するなり。

次に山奉幣といふ事あり。由とは大嘗會を行はるべきよしなり。奉幣とは幣帛を神に奉らせ給ふ義にて、是はことし此月下の卯の日に大嘗會を行はるべきよしを伊勢石清水賀茂の三社へ勅使を以て告らるゝなり。此義は霜月上旬の内にて日をえらばる。今年は三日を用らる。是には陣座の儀神祇官代の儀とて同日に兩度の儀式有り、陣の座の儀は上卿以下紫宸殿の西廊右近の陣の座に著て三社の使を定め仰せ又内記に仰せて三社の宣命を作らしめて奏聞し是を清書せしめなどする儀なり、此儀畢りてすぐ神祇官代の儀あり、神祇官代には京の東山神樂岡の八神殿吉田の社の近所あり今の人には誤りて八神殿を吉田の社とおもふものありの邊を用ゆ、其儀先行事の辨史以下此處にて三社の幣物をつゝみ上卿も陣の座の儀畢りてすぐ此處に參り三社の宣命を三社の使に渡しすなはち御幣



も此所よりたつ事なり。是は昔は神祇官の官舎にて行はれし事なれども今は神祇官なきがゆへに神樂岡の八神殿の邊を神祇官の代とたて、此事あるなり、八神殿はむかし神祇官にありし物なれば也。

扱大嘗會の當日はいつも霜月下の卯の日に定まりたる事にて、若卯の日三つあれば中の卯の日を用ゐらる、ことしは霜月十九日下卯にあたり。先當日の四五日以前までに修理職の役人大嘗宮を作り畢る。其作り様先紫宸殿の南庭に東西十六間南北十間の柴垣を作り廻らす昔の垣は東西二十一丈垣の高さは六尺ばかり柴は内の方は北山柴外の方は萩の柴いづれも二たけ也。竹にて押縁をして繩にて横に五所ゆふ。四方の角に皮付の松のそへ柱あり其柱を柴にてふとく包み上方開きすそ細に作る。前

日になりては椎の枝を垣一面にさし廻らす是を椎の和惠といふ。垣の四方にくの木皮付の鳥居をたつる但南北の鳥居は垣の中央にあり東西の鳥居は中央より少し南へ寄する。鳥居はは四つ共に八尺宛高さは南西東の三方は一のかさ木の下ばより九尺北の方ばかりは二のかさきの下ばより九尺なり、さなければ渡御の時御菅蓋つかゆる故にあとより改めらる貞觀の北の門は高丈二尺なり延喜に至りて四つ共又西東の鳥居の外一間ほど置て高さ九尺ひるさ八尺なる南北二間の神垣をたつる。是を扉籠といふ昔は垣の作り様は四方の垣に同じ。垣の南北の端にはそへ柱あり是も柴にてふとくつゝむ四方の垣の角に同じ。又四方の鳥居に開戸あり是も同じく柴にて作り割竹にてふちを四方に廻し、表裏よりもすちかいにあやすきの如くにあてくわんぬきは松の皮付藤にてからくり



さしこむ。昔の扉は栝いつれも外しめなり。又柴垣の内東西南北の中央にあたりて東西へくゝるべき鳥居を一つたつる、是もくの木にて作る高さは、共に南西東の鳥居に同じ只此鳥居には開戸なし。此鳥居の南の柱より南の方北の柱より北の方へ各二間半餘づゝ柴垣をたつる。昔は此垣長さ南北十丈の内南のはしには門なし。其垣の南北のはづれに各一間ほど宛の柴垣を東西の行にたつる。昔は二丈あり其東西のはづれの柱は柴にてつ昔は二丈ありつむ惣して垣の作り様四方の柴垣に同じ。扱東の鳥居の内昔は二丈あり一間しりぞけて悠紀の御殿をたつ此内にて天神を祭り給ふ。建て様は南北五間東西三間昔は長さ一丈六尺先あつか草とて青草を地に敷き其上に竹篋子をかき其上に近江もてを敷く。昔大嘗宮にはすべて葛野昔小野はすべて近江昔近江南北五間の内北の方三間を

内陣とし南の方二間を外陣とす。内外陣の契には東西より四尺五寸づゝのはり出しあり、中の一間半があいだは筵にぬきをあてたる開戸四枚づゝてふつがひにて兩開きなり、柱は何れも松の皮付たち様は南の方北の方は一間半づゝの間にて兩はしは中央に一本づゝばかりあり、西の方東の方は内陣と一間づゝの間にて北の端と外陣の契との柱の外には間柱二本なり。外陣は一問半とまなかとの二間にて南のはしの柱よりまなか北に一本ありそれより内陣の契の柱まで一間半なり。此外に東西のはり出しのどまりに一本づゝ惣て内外陣の柱數十六本なり。扱四方に竹ふんあり南の縁は幅一間残り三方ははまなかつゝなり、南の縁の西のはつれより間中さうて幅一間半の階を付る、其作り様皮付の松の木を二つわりにして皮めの方を外へなしてあて、



其上に平なる板を打付々々して三段なり。又西のゑんの南のはづれより一間半さりて幅一間半の階を付る、作り様は南の端に同じ。扱四方壁なし皆近江表をあて皮付の松の木にてぬきを五本づゝ入るゝ。但南おもてははい三間の内中央の柱より西の方一間半を入口とす開戸あり、近江おもてにて皮付の松の木にて四方のふちとぬきを三つとあつる。如此もの一間半が間に四枚あり但し二枚づゝてふつがひにてつなき兩開きにす。くわんぬきは是も松の皮付藤にてからぐる外しめなり。此開戸の内にはよしの簾あり、へりは白紙にて付る。簾の内の方白き麻のふさ二すち下り鍍金の鈎あり。簾は内の方へ巻上て釣りかくる。簾の内には白き布の幌をたるゝ。幌の上に白き布のふさ二すちたるゝ。花鬘むすび八段あり。又中央の柱より東一間半は四方の

如くに近江おもてあてたる上に只葎の簾をたれ置、又西おもては是も階の付たる一間半が間を入口とす、開戸は是も近江おもてにて松の木をあつる事など惣て南おもての開戸に同じ、但此開戸は一間半が間に二枚にて兩開なりてふつがひなし、其内によし簾巻あけ布幌ふさなど南おもてに異なる事なし。入口より外内陣外陣合せて三間半があいだ並北おもての分近江おもてとぬきとばかりにて簾をもかけず、又東おもては内陣があいだ三間並南の端まながあいだは北おもてに同じく近江おもてとぬきとばかりなり、残りて一間半があいだは其上に葎の簾をたれおく南おもての東の間に同じ。扱南おもてのかもえより上棟の下迄は三間ともに近江おもてにぬきをあてたるばかりなり。北おもても是に同じ但北は下まで此通りにて一つゝきなり。式延窓



は東南西の三面若殿をかけ但西面二間御殿の内天井皆近江も  
て也。扱屋根の長さ南北七間但南の端はゑんのはしとひとしく  
北の端はゑんよりまなか長し、南北ともに柴垣より屋根の端ま  
での間一間半づゝあり、東西はこうばいに下りてのき口とゑん  
の端とひとし。やねはすべて萱葺、棟は皮付の松の木にて南北  
の端にかたそぎあり外の方をそぐ。棟にかつほ木を渡すと三所。  
南北のけらばの下に搏風あり、ちぎとて木の頭を出す事棟より  
西に四つ東に四つ。又萱葺の下に南北へ渡せる木あり棟より西  
に入つ東に入つ、其入つの中に最上にあるは白木其次に有黒木、  
是より白木と黒木をたがひに置て第八本の黒木はかもえの巡に  
あたる東西合せて十六本共に其端南北へ餘り出る、但搏風より  
は一間ばかり奥の方萱ふきの屋根うらに見ゆるなり。扱又柴垣

の西の鳥居の内に一間退けて主基の御殿をたつ此内にて地祇を  
祭り給ふ。立様大きさ入口の付様まで悠紀の御殿に少しも異な  
る事なし、只かつほ木のそぎ様外の方をそがずして下の方をそ  
ぐ是より外にはかはりたる所なし。扱紫宸殿の東庭内侍所の西  
の方少し北へよりて廻立殿をたつ、是は大嘗宮に渡御あらんと  
て先此所に渡御して御湯をめされ御装束を改めさせ給ふ所也。  
たて様南北三間東西五間昔は長さ一丈四尺但西の方三間を一間とし  
是には其中二間四方に疊をしき東の方二間を一間とし是は竹簀  
子也、其二間の堺南北三間の内中の一間は開戸二枚にて、南と  
北との一間づゝのはり出しは近江もてにゆきを入れる、事大嘗  
宮の如し。柱のたち様は皆一間づゝの間にて四面合せて十六本  
二間の堺に二本すべて柱数十八本也。四方にゑんなし。南も



て西より第四の柱と第五の柱との間一間に箱段を附て渡御の時  
 ちりさせ給ふ道とす。北ちもて西より第二の柱と第三の柱との  
 間一間は御茶湯所との堺となる。同じく第三の柱と第四の柱と  
 の間一間に箱段を付けて御茶湯所へ下る道とす。西ちもて南第  
 二の柱の南より第三の柱の少し北まで一丈があいだに紫宸殿よ  
 りの橋廊下を取付る。扱四方壁なし、近江ちもてをわて、皮付  
 の松の木にてぬきを入る、但南ちもて西より第二の柱と第三  
 の柱との間一間は二枚の開戸也、又第四の柱と第五の柱との間  
 一間も二枚の開戸にてくわんぬきは内しめなり。又東ちもては  
 ば三間の内中の一間が間と、北ちもて西より第三の柱と第四の  
 柱との間一間と、西ちもて三間の内中の一間が間と三所ともに  
 二枚の開戸にてくわんぬきは外しめなり。殿のうち天井は皆近

江ちもてなり。やねは苦ふき桁行東西五間梁行南北三間なり。  
 扱十八間廊下の中央廻立殿の西より第二の柱より第四の柱まで  
 の間にあたりて二間があいだ御廊下を取放し、廻立殿の北のは  
 しより十八間廊下の北のはしまで南北三間半東西二間の内土間  
 に板をしき其上に疊をしき苦ふきのやねをかけ、其内南の方二  
 間四方は御茶湯所とし近江ちもてにて東西を圍ふ、但外の方は  
 板圍なり。北の方の二間に一間半の所は只北の方に御所への通  
 ひ道なり、其西北の角に西の方御廊下へ上るべき箱段を付る。  
 扱紫宸殿の東のえんの東南の角の少し北より廻立殿の西ちもて  
 中央より少し南へ寄たる所までにすぢかひに橋廊下をかくる、  
 長さ七間半は一丈あり南北兩方を近江ちもてにて圍ひ竹と杉  
 の皮付にておしふちをうち、やねは苦ふきたるき二まいは皆竹



なり、扱廻立殿の東の方一間餘も東へ寄せて北は十八間廊下まで南は大嘗宮の北の柴垣の通りまでに板圍ひをたつ、其圍の南のはしに東の方より入るべき入口を付る、其所より柴垣の東北の角までに又板圍を廻らす、又紫宸殿の西より第三の柱の通りに當りて北は紫宸殿のゑんのもと、南は大嘗宮の北の柴垣までに又板圍をたつ。又月花門の南の廊を近江もてにて圍ひ廻し悠紀の膳屋とし昔の悠紀主基の膳屋悠紀の神膳をば此所にて料理す。其膳屋の東南の角に長さ南北二間は、東西一尺五寸の柵を作る割竹を釘にて打付る也昔の柵は柵の高さ土間より二尺餘り供神の物は盛りたて此柵の上におくなり、其柵のある通りには外の方筵圍の上に椎の葉をあてはり竹にて押縁を二通りあつる。又月花門と宜陽殿との間の廊を同じく近江もてにて圍ひ

廻し主基の膳屋とし、主基の神膳をば此所にて料理す、此膳屋には竹柵なし。二つの膳屋共に各其西南の角に西の方より入るべき開戸あり、竹の折戸の両面より近江もてをあてたるを繩にて結びつけおくなり、又月花門の北の廊の内に御行水の湯をわかす釜をおく、釜の座は三尺斗り四方の廊の柱に近江もてをあて、圍ひ廻し三尺づゝの腰板をあつる、但此ところは主殿寮の役人作る。惣じて大嘗會に就て新に作らるゝ所昔は夥しき事にて書つらぬべきにもあらず今作らるゝ處は大略かくの如し。

備考

(其三) 草偃和言摘録

食は民の天とする所なれば 神代よりして歷朝の 聖主特に是を重ぜらるゝ事前の條々に論ぜしが如く、春は萬民の爲に年穀



を祈り給ひ秋冬は萬民の爲に 天神に報祭し給ふ。……嘉穀の原は日神の種させ給ひしなれば、年の九月穀の熟する時に先神嘗の祭ありて 皇大神を祭らせ給ふ。十一月に至て諸國より進の物も備はりぬれば 主上親ら 天神に供せられ次に天下の諸神をも祭らせらる。さて其後に 主上も新穀を聞食し群臣にも賜るなり。……其儀節は皆 神代の古風のまゝにして行はる。……日嗣の君は 日神の遺體にましくて今も 天神に事へ給ふ事すが如く、氏々の人は皆諸神の子孫にして其遠祖の人々古 日神に事へ奉りし時にかはらず、千萬世の後までも天上の儀を傳へて神代の遺風を其まゝに行はれ、今の世も神の世に異なる事なきは他邦異域に絶てなき事なれば神國とは申也。されば諸國の人民も各作る所の米穀諸物を京師に送り 天神に供し

奉らん事こそ本意なるべけれ。……忝くも 至尊これを受取せ給ひて御飯御酒となし 親ら 天神に供し給ふ。是萬民の 天神に報奉らんとする誠心を 玉體に負はせ給ひてこれを 天神に通し給ふ御事なるに、天下の臣民も此義を知りて此日には祝ひ喜びて 天恩を仰き奉るべき也。今は拔穂などの事もやみて行はれず悠紀主基の國も常に定りて卜定といふ事なければ諸國の人民今日かやうの大祭ある事をも知らざれども、今も 天神の播種せられし米穀を食て生活しながら其種を得たる源をも知らず 天神の賜を輕忽にせんは恐るべき事にあらずや。されば士民となく今日或は神社に詣で或は親戚朋友會集して新穀を嘗め共に 天神の深恩を謝し奉らん事を思ふべきなり。



(其四) 明治四年十一月大嘗會告諭

大嘗祭之儀ハ天孫瓊々杵尊降臨ノ時 天祖天照大御神詔シテ豊  
 葦原瑞穗國ハ吾御子ノ所知國ト封シ給ヒ乃齋庭ノ穗ヲ授ケ給ヒ  
 シヨリ 天孫日向高千穗宮ニ天降マシマシ始テ其稻穗ヲ播シテ  
 新穀ヲ聞食ス是レ大嘗新嘗ノ起原也是ヨリ御歷代年々ノ新嘗祭  
 アリ殊ニ御即位繼體ノ初ニ於テ大嘗ノ大義ヲ行ヒ給フコトハ 新  
 帝更ニ斯國ヲ所知食シ 天祖ノ封ヲ受玉フ所以ノ御大體ニシテ  
 國家第一ノ重事タリ其義本月卯日 宸儀忝ク 天祖天神地祇ヲ  
 饗祀マシマシ辰日高御座ニ御シテ新穀ノ饗儀ヲ聞食シ即酒饌ヲ  
 百官群臣ニ賜フ是ヲ豊明節會ト云フ夫穀ハ 天祖ノ授與シ給フ  
 所生靈億兆ノ命ヲ保ツ所ノモノニシテ 天皇斯生民ヲ鞠育シ以

テ其恩頼ヲ報ジ天職ヲ奉フコト如シ然則此大嘗會ニ於ケ  
 ルヤ天下萬民謹テ御趣旨ヲ奉戴シ當日人民休業其地方産土神ヲ  
 參拜シ 天祖ノ德澤ヲ仰キ隆盛ノ洪福ヲ祝セズンバアル可ラザ  
 ル也

新嘗祭夕次第

午後第二時神殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス  
 同第四時式部職官具著床  
 次掌典學典補ヲ率テ神座ヲ設ケ  
 次掌典股具ヲ神座ノ上ニ供ス  
 供シ畢テ掌典長之ヲ檢ス  
 同第五時四十分掌典學典補ヲ率テ忌火ノ御燈ヲ  
 神殿ノ四隅ニ點ス  
 此時各所ニ庭燎ヲ點ス  
 次掌典長祝詞ヲ申ス

同第六時綏綺殿へ

出御  
 同時親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等一等  
 官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鶴間祇候一  
 同及伯子男爵總代各一名著床  
 出御  
 此時著床諸員起ツ  
 侍從飯糲ヲ奉ス  
 侍從式部部長等前行  
 侍從二人燭ヲ秉ル



次隔殿ノ御座ニ著御  
 侍從劔履ヲ案上ニ奉安  
 侍從長式部長侍從等ハ隔殿ノ庇ノ座ニ候ス  
 次神饌行立  
 次等躰  
 此時著床ノ諸員起ツ  
 雅樂師神樂歌ヲ奏ス  
 次神殿ノ御座ニ著御  
 此後式部長掌典長東ノ隔殿ノ座ニ著ク  
 次御手水  
 次御供進  
 次御皆文ヲ奏シ給フ  
 次御直會  
 次神饌ヲ撤ス  
 次御手水  
 次行立直ニ退下

次親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等官  
 侯爵正二位二等官辨香間祇候錦鷄間祇候一同  
 及伯子男爵總代各一名於庭上拜禮  
 次著床ノ宮内省奏任官同上  
 次掛判任官同上  
 次隔殿へ入御  
 此間侍從劔履ヲ奉シテ戶外ニ候ス  
 還御  
 供奉初ノ儀ノ如シ  
 同 曉 次 第  
 午前第一時掌典長神座以下ヲ檢ス  
 出御並神饌行立以下夕ノ儀ノ如シ  
 次親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等官  
 侯爵正二位二等官辨香間祇候錦鷄間祇候一同  
 及伯子男爵總代各一名著床以下同上

後桃園院天皇御例祭 (十二月六日)

十二月六日 後桃園天皇御例祭を行はせ給ふ。午前九時より御殿の御裝飾を奉仕し、同三十分より式部職官員著床して開扉し神饌(仁孝天皇御例祭に同じ)を供し(此間奏樂)祝詞を奏す。十時前親王王殿下宮内大臣若くは次官宮内省勅奏任官總代各一名著床し、十時を報するや 陛下には御束帶にて出御あり御玉串を奉り 御拜御告文を奉し給ひ畢つて入御あらせらる。次に 皇后陛下御玉串を奉り給ひ 御拜畢つて入御、次に 皇太子殿下並に 皇太子妃殿下御玉串を奉り給ひ 御拜畢つて御退下あらせられて後、親王王殿下を始



め著床諸員の拜禮あり神饌を撤し御扉を閉ぢ（此間奏樂）御例祭の式を畢る。以上 皇靈殿に於ける御親祭と共に當日諸陵寮出張所官員をして 月輪陵に幣帛を奉り神饌を供し（幣帛神饌共に仁孝天皇御陵祭の時に同じ）御陵祭を行はしめらる。

謹案するに 後桃園院天皇は 今上陛下の御高祖父天皇にして、御諱を英仁と稱し奉り 桃園院天皇第一の皇子なり。御母は恭禮門院藤原富子と稱す。寶曆八年七月二日御降誕若宮と號し奉る。明和七年十一月十四日御年十三歳にして禪を受け 皇位に登り給ひ翌年四月二十八日平安宮に於て即位の禮を行ひ同十一月十九日大嘗會を行はせ給へり。安永元年十二月四日女御入内あり准后藤原維子と稱し奉る。同八年十月御不豫同年十一月九日崩御あらせ給ふ。寶算二十二年。御在位九年。月輪陵に葬り奉る。崩御の日は太陽曆の十二月六

日に當れるを以て明治改曆の後毎年十二月六日を御例祭日と定めさせ給ひぬ。

後桃園院天皇御親祭次第

- 午前第九時神殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス
- 同時三十分式部職官員著床
- 次 皇靈殿開扉
- 此間奏樂
- 次神饌ヲ供ス
- 此間奏樂
- 次祝詞
- 同第十時
- 出御
- 先是親王及宮内大臣次官ノ内一名宮内省
- 勅委任官總代各一名著床
- 次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ畢
- テ 入御

- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇后陛下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ
- 入御
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇太子殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ
- 御退下
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次 皇太子妃殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ
- 御退下
- 此間著床ノ諸員起ツ
- 次親王玉拜禮
- 次宮内大臣次官ノ内一名勅委任官總代拜禮
- 次著床ノ宮内省奏任官拜禮
- 次掛列任官拜禮



次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

二百五十八

此間奏樂

次各退出

光格天皇御例祭 (十二月十二日)

十二月十二日 皇靈殿に於ける御例祭の次第及諸陵寮出張所官員をして 後月輪陵へ幣帛を奉らしめ給ふこと同月六日 後桃園院天皇御例祭の儀式に異らず。

謹案するに 光格天皇は 今上陛下の御曾祖父天皇にして御諱を兼仁と稱し奉る。東山院天皇の御曾孫にして御實父は大宰帥閑院宮典仁親王御母は成子内親王と申し明和八年八月十五日御降誕祐宮と稱し奉る。安永八年十一月八日 後桃園院天皇の御養子とならせられ直に儲君に立たせ給ひ同月廿五日御年九歳にて踐祚同九年十二月四



日即位の大禮を平安宮に行はせ給ひ天明七年十一月廿七日大嘗會を行はせられたり。寛政六年三月一日欣子内親王御入内 皇后の御位に備はり給ひぬ。天皇御在位卅七年の間に、宮中の儀式を整へさせ給ひたる御治績尠からず。實算七十にして崩御あらせられ御諡を光格天皇と稱し、後月輪陵に葬り奉る。崩御日は太陽曆に推歩換算して十二月十二日に當るを以て明治改曆の後毎年十二月十二日を御例祭日と定めさせ給ひぬ。

光格天皇御親祭次第

午前第九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス  
同時三十分式部職官員著床  
次 皇靈殿開扉  
此間奏樂  
次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞  
同第十時  
出御  
先是親王及宮内大臣次官ノ内一名宮内省  
勅奏任官總代各一名著床

次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ畢  
テ入御

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇后陛下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ入

御

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇太子殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ

御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇太子妃殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ

御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次親王拜禮

次宮内大臣次官ノ内一名勅勤任官總代拜禮

次著床ノ宮内省奏任官拜禮

次掛列任官拜禮

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出







以て始めとす。一條院天皇以前の歷朝に於ても此事の行はれしや否やは今之を詳にすると能はざれども種々の考證によれば必しも一條院天皇の御宇に始まりたるにはあらざる如し。即長保四年より凡百十四年前 宇多院天皇の寛平元年十一月に始まりたる賀茂臨時祭及同じく長保四年より凡六十二年前 朱雀院天皇の天慶五年四月廿七日に始まりたる石清水臨時祭は共に御神樂を行はせらるゝ祭なり。又鎮魂祭には琴師弦を彈き雅樂の歌人同音に歌ひ神部拍子に候し御巫舞かぐりふとあり、此雅樂の歌人の歌ふ歌は神樂歌とこそ云はね神樂歌なることは御巫の舞ふにても明白なるのみならず神樂と鎮魂とは其緣由を同くして共に天石窟の時天鈿女命の歌ひ舞ひしに始まりしものにて、然も鎮魂は上古より行はれ來りしこと既に鎮魂祭の條下に述べたる如くなれば之を 内侍所の御前に行はるゝことゝなりしは

一條院天皇の御世に始まりたりとするも御神樂なるものは古代より傳はりたる古儀なることを知るべし。内侍所御神樂の起りたる頃は二年毎に之を行はれしも間もなく毎年十二月に日を撰びて行はるゝ事となり、爾後又異常の事ある時には恒例の外に臨時の御神樂を行はれたり。即 安徳天皇の壽永二年五月廿九日より三箇夜内侍所に御神樂を行はれたるの類これなり。斯くて他の御式典は應仁の大亂後中絶せざりしもの殆稀なるに獨り御神樂のみは中絶することなく繼續して今日に至れり。故に明治維新後と雖多少の沿革ありしに過ぎずして年々歳々渝ることなく行はる。

## (二) 御神樂の次第

御神樂は 賢所前庭の神樂舎に神樂の座を設けて行はせらる。當日午後三時より御殿の御裝飾を奉仕し四時に式部職官員著床し 賢所



皇靈殿 神殿を開扉し 賢所 皇靈殿には折敷高坏六本立折櫃廿合酒二瓶を 神殿には飯餅海魚川魚野鳥水鳥海菜野菜鹽水(御盃)以上調理十臺の外に酒二瓶の神饌を供す(此間奏樂)。五時前に親王王殿下各大臣樞密院議長及各廳勅任官一名宛著床し、五時に 陛下出御あり御玉串を奉り 御拜御告文を奏し畢つて入御、次に 皇后陛下御玉串を奉り給ひ 御拜畢つて入御、次に 皇太子殿下並に 皇親王王殿下各大臣樞密院議長及著床の各廳勅任官拜禮し著床の宮内省奏任官掛判任官の拜禮畢つて御神樂となる。御神樂は雅樂師の奉仕する所にして御神樂と共に人長(人長とは神命を人間に宣ぶるものと喩へらる)は掌典より賢木の枝を受け鏡に持ち添えて徐に舞ふ。此賢木は後に 陛下に奉獻するものなりと承はる。既にして神饌を

撤し閉扉して(此間奏樂)御神樂の式を畢る。御神樂は鎮魂祭と縁由を同じくするも鎮魂祭の時の如く宇氣槽うけぼらを衝く等のことはなく最も神寂たる御儀式なりと。

### (三) 臨時の御神樂

臨時の御神樂は分けて重々しき御儀式にして三箇夜の御神樂あり最も重きは七箇夜の御神樂と云ふもあり。往時大概鶏鳴きて東方の白むまで行はれしが今も午後三時より御次第始まりて全く畢るは夜半頃なりと承はる。而して此は宮中のみの御儀式にして應仁の大亂後他の諸式典は或は 神宮へ勅使を遣はさるゝことなり難く、或は 山陵へ幣帛を奉らるゝことなり難き爲あ大概中絶したるに拘はらず、御神樂のみ然ることのなかりしは全く宮中のみの御儀式なればなるべし。されば又往時は最も重き御儀式の一にして、天皇親ら御神樂



の和琴を彈き給ひし例もありしと承はる。

御神樂次第

午後第三時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス  
 同第四時式部職官員著床  
 次 賢所 皇靈殿 神殿開扉  
 此間奏樂  
 次 神饌ヲ供ス  
 此間奏樂  
 同第五時  
 出御  
 先是親王王大臣樞密院議長及各廳勅任官  
 一名宛著床  
 先 賢所へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏  
 シ給フ御  
 次 皇靈殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ  
 奏シ給フ

次 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏  
 シ給フ畢テ 入御  
 此間著床ノ諸員起ツ  
 次 皇后陛下  
 賢所 皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御  
 拜畢テ 入御  
 此間著床ノ諸員起ツ  
 次 皇太子殿下  
 賢所 皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御  
 拜畢テ 御退下  
 此間著床ノ諸員起ツ  
 次 皇太子妃殿下  
 賢所 皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御  
 拜畢テ 御退下  
 此間著床ノ諸員起ツ

次親王王大臣樞密院議長及各廳勅任官一名宛  
 拜禮  
 次著床ノ宮内省奏任官拜禮  
 次掛判任官拜禮  
 次掌典賢木ノ枝ヲ執テ人長ニ授ク  
 次御神樂  
 次御神樂畢テ人長賢木ノ枝ヲ掌典ニ致ス掌典之

ヲ執テ直ニ献上  
 次神饌ヲ撤ス  
 此間奏樂  
 次閉扉  
 此間奏樂  
 次各退出



歳末御祝詞言上 (十二月二十九日より)

毎年十二月廿九日より年末まで三日の間在京の親王王殿下を始め高等官同待遇者及有爵有位有勳者並神佛各宗派管長門跡寺院住職等通常服着用歳末御祝詞言上の爲め宮中へ参賀す。維新以後此御儀式は明治二年太政官達を以て歳末御祝儀言上の式を定められたるを  
始めとす。



歳末の御儀式

- (一) 節折 (十二月卅一日)
- (二) 大祓 (同日)
- (三) 除夜祭 (同日)

歳末十二月三十一日宮中に於て行はせらるゝ御儀式に節折大祓除夜祭の三あり。中に就きて節折と大祓とは毎年六月三十日及十二月三十一日の兩度に行はせられ除夜祭は名の如く除夜即十二月三十一日に行はせらる。節折大祓は六月三十日の部に詳記したり。除夜祭は大祓の後掌典長以下をして賢所皇靈殿神殿に祭典を



行はしめらる。午後五時より御殿の御装飾を奉仕し式部職官員著床し賢所 皇靈殿 神殿を開扉し三前共に洗米酒海魚川魚海菜野菜菓鹽水以上八臺宛の神饌を供し（此間奏樂）祝詞を奏し次で神饌を撤し閉扉（此間奏樂）するに畢る。

除夜祭次第

午後第五時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

次式部職官員著床

次賢所 皇靈殿 神殿開扉

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

臨時之部



御近陵御式年祭

綏靖天皇より 後櫻町院天皇に至るまで歴代の御正辰は毎年春分及  
秋分の日を以て 皇靈祭を行はせらるゝが故に別に御祭典を行はせ  
られず。後桃園院天皇 光格天皇 仁孝天皇 孝明天皇 英照皇太  
后崩御の日に當りては毎年御例祭御親祭を行はせらるゝこと恒例の  
部各條の下に述べたるが如し。而して 天皇 太后崩御の年より算  
し御式年に當る年に於ては、當日を以て御式年祭を 皇靈殿に於て  
行はせらる。當日 御陵前に於ても御式年祭を行はせらる。  
皇靈殿及 御陵前に於ける御祭典は從來の御例を案するに自ら差別



ある如きが故に、左に明治二十年一月三十日に於ける 孝明天皇二十年御式年祭次第 明治二十九年二月廿一日に於ける 仁孝天皇五十年御式年祭次第 明治三十五年一月十一日に於ける 英照皇太后御式年祭次第を掲ぐ。

明治廿九年二月二十一日 仁孝天皇五十年御式年祭次第

午前第九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス大正御式  
次宮内省官員著床  
次開扉  
此間奏樂  
次神饌及御幣物ヲ供ス  
此間奏樂  
次祝詞  
同第十時  
出御

先是親王以下勅任官齋香間祇候錦鷄間祇候  
箸著床  
次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ半  
テ 入御  
御拜ノ間親王以下著床ノ諸員起ッ  
次 皇太子殿下御代拜  
次親王以下勅任官齋香間祇候錦鷄間祇候等拜禮  
次東遊  
次宮内省奏任官列任官拜禮  
次御幣物及神饌ヲ撤ス  
此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

同第十時五十分宮内省官員著床

次開扉

同第十一時

皇太后陛下 御拜御玉串ヲ奉リ給フ

皇后陛下 御拜御玉串ヲ奉リ給フ

御拜ノ間著床ノ諸員起ッ

正午十二時ヨリ午後第一時迄有爵者從四位以上  
勳三等以上並神佛各宗派管長等參拜

同時奏任官准奏任奏任待遇ノ輩及從八位以上勳  
八等以上ノ輩等參拜  
同時門跡寺院住職等參拜  
午後第一時ヨリ同第二時迄列任官准列任及列任  
待遇ノ輩等參拜  
次閉扉  
次各退出

神饌  
飯御膳 餅一重 海魚 川魚 野鳥  
水鳥 海菜 野菜 菜 作菜  
水御盃  
以上十一盃外ニ酒二瓶

明治廿九年二月廿一日 仁孝天皇五十年御式年 御陵祭次第

午前第九時式部職及諸陵寮出張所官員陵前ニ參  
向鋪設ヲ點檢シ神饌ヲ辨備ス  
同第十時諸陵寮出張所官員及諸員著床  
次儀仗共參向便宜ノ所ニ整列ス







同第十一時三十分宮内省官員著床

次祝詞  
次御代拜

次開扉  
皇太后宮 皇后宮御代拜御玉串ヲ捧ク

此間掌典賢木ノ枝ヲ人長ニ授ク  
次御神樂

正午十二時ヨリ午後第二時迄 奏任官准奏任神官  
奏任等參拜

次神饌ヲ撤ス  
此間奏樂

同時神佛各宗派管長有爵者非役從六位以上同勅  
六等以上等參拜

人長賢木ノ枝ヲ掌典ニ致ス 掌典之ヲ宮内省  
當番ニ附シテ奉獻

次閉扉  
次各退出

次閉扉  
此間奏樂

同日

夕次第

午後第五時式部職官員著床

神饌朝

次開扉

飯<sup>御上</sup> 餅<sup>一重</sup> 海魚 川魚 鳥

此間奏樂

海菜 野菜 菜 水御盃  
以上九寮外ニ酒二瓶

次神饌ヲ供ス

同 盃

此間奏樂

飯<sup>同上</sup> 餅<sup>同上</sup> 海魚 川魚 野鳥

水鳥 海菜 野菜 菜 作菜  
水御盃  
以上拾一寮外ニ同上  
同 夕  
惣テ朝ニ同シ

御幣物  
紅白絹 各八端  
晒布 八端  
以上二盃

明治二十年一月三十日

後月輪東山陵御親祭次第

當日早旦陵前ヲ裝飾ス

午前八時諸員糧舍ニ著ク

次儀仗兵山下ニ整列ス

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次御幣物ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞ヲ奏ス

同十時御休所

出御堂典前行シ諸員御後ニ扨從

ス 此時著床ノ諸員奉迎ス

次御手水ヲ進ル<sup>特位</sup>

次御拜ノ舍ニ 進御

次掌典御玉串ヲ執リ之ヲ進ル

次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ掌典ニ授ケ給フ

掌典之ヲ陵前ニ供ス

次御告文ヲ奏シ給フ

此時諸員拜禮儀仗兵拜式ヲ行フ

次 入御

次 皇后宮御休所 出御堂典前行ス

次御手水ヲ進ル<sup>特位</sup>



次御拜ノ會ニ進御  
次掌典御玉串ヲ執リ之ヲ進ル  
次御玉串ヲ奉リ給ヒ御拜畢テ掌典ニ授ケ給フ  
掌典之ヲ陵前ニ供ス

次入御

午後一時皇太后宮御拜 皇后宮御拜ノ節ニ同

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次各退出

神饌

粟米 酒 餅 海魚 川魚

水鳥 野鳥 海菜 野菜 菜  
作菜 以上十二盞

御幣物

五色帛 各一丈  
白繩 一匹  
曬布 一端  
絲 一拘白繩同方  
倭文 一丈  
木棉 十三兩  
麻 三斤五兩  
右柳筥ニ之ヲ納メ商布ニテ裹ム

明治三十五年一月十一日

英照皇太后五年御式年祭次第

午前第九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

次式部職官員著床

次開扉

此間奏樂

次神饌及御幣物ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

同第十時

出御

先是親王王大勳位各大臣樞密院議長宮内省  
勅任官一同及各廳勅任官總代各一名公侯伯  
子男爵勳一等齋香間祇候錦鶴間祇候總代各  
一名著床

次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ畢  
テ入御

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇后陛下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ入  
御

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇太子殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ  
御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次 皇太子妃殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ  
御退下

此間著床ノ諸員起ッ

次親王王大勳位各大臣樞密院議長宮内省勅任官  
一同及各廳勅任官總代各一名公侯伯子男爵勳  
一等齋香間祇候錦鶴間祇候總代各一名拜禮

次宮内省奏任官拜禮

次掛列任官拜禮

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

神饌

飯御正 餅一盞 海魚 川魚 野鳥  
水鳥 海菜 野菜 菜 作菜  
水御盃 以上十一盞外ニ酒二瓶



明治三十五年一月十一日

後月輪東北陵五年御式年祭次第

午前第九時式部職及諸陵寮出張所官員陵前ニ參

向鋪殿ヲ點檢シ神饌ヲ辨備ス

同第十時諸陵寮出張所官員及諸員著床

次使參向陵前ノ寢舎ニ著ク

次神饌ヲ供ス諸陵寮出張所  
式部職官員等

此間奏樂

次諸陵寮出張所發任官先ツ二拜祝詞ヲ奏ス畢テ

二拜

次同官復床

次高案ヲ神饌ノ案前ニ設ク

次掌典補御幣物ヲ執テ發任官ニ附ス同官之ヲ案

上ニ獻リ二拜畢テ復床

次式部職御祭文ヲ執テ使ニ附ス

次使參進先ツ二拜御祭文ヲ奏ス畢テ二拜

此間諸員起ツ

次使復床

次御玉串ノ案ヲ御幣物ノ案前ニ設ク

次皇后陛下御代拜御玉串ヲ奉ル

此間諸員起ツ

次皇太子殿下御代拜同上

此間諸員起ツ

次皇太子妃殿下御代拜同上

此間諸員起ツ

次皇族ノ御玉串案ヲ御代拜ノ御玉串案前ニ設ク

次皇族拜禮御玉串ヲ奉ラル

次御玉串ノ案ヲ皇族ノ御玉串ノ案前ニ設ク

次使拜禮御玉串ヲ奉ル

次諸陵寮出張所發任官同上

次式部職及諸陵寮出張所列任官同上

次華族同上

次女儀同上

次御幣物及神饌ヲ撤ス畢テ

此間奏樂  
次各退出

神饌

- 洗米 酒二瓶 餅一玉 海魚 川魚
- 野鳥 水鳥 海菜三品 野菜三品 菓三品
- 水盤
- 以上十一壺

備考

(其一) 御式年左の如し

- 一年 三年 五年 十年 二十年
- 三十年 四十年 五十年 百年 以後百年毎

備考

(其二) 明治十一年六月五日太政官達

綏靖天皇以下 後櫻町院天皇迄御歴代御式年御正辰祭共被廢更



ニ春秋二季祭ヲ被置 神武天皇ヲ御正席トシ 先帝迄御歴代竝  
ニ皇妃以下皇親御合祭被執行候條此旨相達候事

但 神武天皇及 後桃園院天皇以下御近陵御式年御正辰祭竝

ニ其后妃皇親御配享ノ儀ハ猶從前ノ通被執行候事

春季皇靈祭 春分日

秋季皇靈祭 秋分日

### 皇子女御式年祭

御早世あらせられたる皇子女の御正辰に當り例年御祭典を行はせら  
るゝは御正辰祭の條下に記す如し、而して御式年に當りては當日を  
以て御式年祭を行はせらる。時刻 御靈殿を裝飾して式部職官員著  
床し開扉し、洗米酒二瓶餅一重海魚川魚海菜野菜菜鹽水以上十  
臺の神饌を供し（此間奏樂）祝詞を奏し 天皇陛下の御代拜は侍從  
之を奉仕して御玉串を捧げ 皇后陛下の御代拜は女官之を奉仕して  
御玉串を捧げ、次に 皇太子殿下の御代拜は東宮侍從 妃殿下の御  
代拜は東宮女官之を奉仕し御玉串を捧げ、次に親王王同妃各殿下拜



禮 御玉串を奉られ次に宮内大臣若くは次官宮内省勅任官總代各一名、次に掛奏任官次に奏任女官拜禮御玉串を奉り、次に宮内省判任官次に判任女官順次拜禮畢りて神饌を徹し閉扉す（此間奏樂）。

### 皇子女御式年祭御墓祭

時刻豊島岡の御墓前を鋪設し御墓祭あり其次第御靈殿の祭典に同じ。

#### 皇子女御式年御靈殿祭次第

- 時刻 御靈殿ヲ裝飾ス
- 次式部職官員著床
- 次閉扉
- 此間奏樂
- 次神饌ヲ供ス
- 此間奏樂
- 次祝詞
- 次御代拜御玉串ヲ奉ル

- 此間著床ノ階員起ッ
- 次 皇后陛下御代拜御玉串ヲ奉ル
- 此間著床ノ階員起ッ
- 次 皇太子殿下御代拜御玉串ヲ奉ル
- 此間著床ノ階員起ッ
- 次 皇太子妃殿下御代拜御玉串ヲ奉ル
- 此間著床ノ階員起ッ
- 次 親王王同妃拜禮御玉串ヲ奉ラル
- 次宮内大臣次官ノ内一名同勅奏任官總代各一名

- 拜禮御玉串ヲ奉ル
- 次掛奏任官拜禮同上
- 次奏任女官拜禮同上
- 次掛列任官拜禮
- 次列任女官同上
- 次神饌ヲ撤ス
- 此間奏樂
- 次閉扉
- 此間奏樂
- 次各退出

#### 皇子女御式年御墓祭次第

- 時刻 御墓前ヲ鋪設ス
- 次式部官員著床
- 次神饌ヲ供ス
- 此間奏樂
- 次祝詞
- 次御代拜御玉串ヲ奉ル

- 此間著床ノ階員起ッ
- 次 皇后陛下御代拜御玉串ヲ奉ル
- 此間著床ノ階員起ッ
- 次 皇太子殿下御代拜御玉串ヲ奉ル
- 此間著床ノ階員起ッ
- 次 皇太子妃殿下御代拜御玉串ヲ奉ル
- 此間著床ノ階員起ッ
- 次 親王王同妃拜禮御玉串ヲ奉ラル
- 次宮内大臣次官ノ内一名同勅奏任官總代各一名
- 拜禮御玉串ヲ奉ル
- 次掛奏任官拜禮同上
- 次奏任女官拜禮同上
- 次掛列任官拜禮
- 次列任女官同上
- 次神饌ヲ撤ス
- 此間奏樂
- 次各退出



### 皇子女御正辰祭

御早世あらせられたる皇子女薨去の日に當り御式年の外例年御靈殿に於て御祭典を行はせらる。掌典掌典補奉仕して時刻御殿を裝飾し開扉し、洗米酒海魚海菜野菜菜以上六臺の神饌を供し（此間奏樂）祝詞を奏し次に神饌を撤し閉扉（此間奏樂）して退出す。謹案するに皇祖以來百廿代を経て今上陛下に追ひ皇室彌々御繁昌にましまし皇子女數多御降誕ありしが中に御生幸少なきも在して今日の祭を同し給はぬぞ限なきの憾なる。

稚瑞照彦尊

明治六年九月十八日薨去



稚高依姫尊	明治六年十一月十三日薨去
梅宮薰子内親王	明治九年六月八日薨去
建宮敬仁親王	明治十一年七月二十六日薨去
滋宮韶子内親王	明治十六年九月六日薨去
增宮章子内親王	明治十六年九月八日薨去
久宮静子内親王	明治二十年四月四日薨去
昭宮猷仁親王	明治二十一年十一月十二日薨去
滿宮輝仁親王	明治二十七年八月十七日薨去
貞宮多喜子内親王	明治三十二年一月十一日薨去

### 授 爵 式

#### (一) 華族の特権

謹案するに公侯伯子男の五爵を分ち定められたるは明治十七年にし  
て始めて授爵式を行はれたるは同年八月七日なりき。即舊公卿及舊  
諸侯に爵を賜ふこと等差あり又同時に維新中興の功臣及其嗣子に爵  
を賜ひ特旨を以て華族に列せしめられたり。勅に曰く

朕惟フニ華族勳冒ハ國ノ瞻望ナリ宜ク授クルニ榮爵ヲ以テシ用テ  
寵光ヲ示スベシ文武諸臣中興ノ諱業ヲ翼賛シ國ニ大勞アル者宜ク  
均シク優列ニ陞シ用テ殊典ヲ昭ニスベシ茲ニ五爵ヲ叙テ其有禮ヲ



秩ス卿等益爾ノ忠貞ヲ篤クシ爾ノ子孫ヲシテ世々其美ヲ濟サシメ  
ヨ

維新以來 皇室の華族を遇し給ふこと極めて優渥にして眷顧常に厚  
く四年十月廿二日には華族の戸主を召させ給ひて左の勅諭を給ひ  
朕惟フニ宇内列國開化富強ノ稱アルモノ皆其國民勤勉ノ力ニ由ラ  
ザルナシ而シテ國民ノ能ク智ヲ開キ才ヲ研キ勤勉ノ力ヲ致スモノ  
ハ固ヨリ其國民タルノ本分ヲ盡スモノナリ今我國舊制ヲ更革シテ  
列國ト並駟セント欲ス國民一致勤勉ノ力ヲ盡スニ非レバ何ヲ以テ  
之ヲ致スコトヲ得ンヤ特ニ華族ハ國民中貴重ノ地位ニ居リ衆庶ノ  
屬目スル所ナレバ其履行固ヨリ標準トナリ一層勤勉ノ力ヲ致シ率  
先シテ之ヲ鼓舞セザルベケンヤ其責タルヤ亦重シ是今日 朕ガ汝  
等ヲ召シ親シク 朕ガ期望スル所ノ意ヲ告グル所以ナリ夫レ勤勉

ノ力ヲ致スハ智ヲ開キ才ヲ研クコトヨリ大ナルハナシ智ヲ開キ才  
ヲ研クハ眼ヲ宇内開化ノ形勢ニ著ク有用ノ業ヲ修メ或ハ外國へ留  
學シ實地ノ學ヲ講ズルヨリ要ナルハナシ而シテ年壯ヲ過キ留學ヲ  
爲シ難キモノモ一タビ海外ニ週遊シ見聞ヲ廣ムル亦以テ智識ヲ増  
發スルニ足ラン且我國女學ノ制未ダ立タザルヲ以テ婦女多クハ事  
理ヲ解セズ殊ニ幼童ノ成立ハ母氏ノ教導ニ關シ實ニ切緊ノ事ナレ  
バ今海外ニ赴クモノ妻女或ハ姉妹ヲ挈テ同行スル固ヨリ可ナルコ  
トニテ外國所在女教ノ素アルヲ曉リ育兒ノ法ヲモ知ルニ足ルベシ  
誠ニ能ク人々此ニ注意シ勤勉ノ力ヲ致サバ開化ノ域ニ進ミ富強ノ  
基隨テ立チ列國ニ並馳スルモ難カラザルベシ汝等能ク斯意ヲ體シ  
各其本分ヲ盡シ以テ朕ガ期望スル所ヲ副ヘヨ

又五年六月朔日には非職舊堂上華族を召し徳業を研成し開明に進む



べきを親諭し給ひ、八年華族會館を設くるや十月七日親臨して華族一同の永久紀念すべき左の優渥なる勅語を賜ひぬ。

朕茲ニ親臨シ汝衆華族ニ宣示ス 朕曩ニ汝衆ニ諭スル所アリ汝衆能ク 朕ガ旨ヲ體シ昨年中同志ヲ會合シテ斯館ヲ創立シ以テ國家ニ報効スル所アラントス 朕甚ダ之ヲ嘉ス汝衆華族一般嗣後此館ニ從事シ協同勉勵學術ヲ研推シ其目途ヲ宏遠ニ期シ爾ノ履行ヲ端クシ爾ノ家道ヲ齊ヘ能ク名聲ヲ保チ永ク 皇室ニ盡ス所アレ

又十年十月十七日學習院の開校式に臨幸あらせられ同年四月華族世襲財産法を定めさせらるゝ等、毎に特殊の眷顧を垂れ給ひ、二十二年憲法を發布し貴衆二院を以て帝國の立法府たる議會の制を立てらるゝや、滿二十五歳に達したる公侯爵には終身貴族院議員たる特權を與へ滿二十五歳以上の伯子男爵には同爵の互選を以て七箇年間議

員たるの特權を與へ給へり。榮譽のある所は責任のある所也。皇室の藩屏たり國民の瞻望たる華族の責任豈に重からずや。

### (二) 授爵式の次第

授爵式は宮中鳳凰之間に於て行はせらる。午前十時賜爵者大禮服を著けて参内し掛官員一同大禮服を著用す。陛下出御あらせられ親王宮内大臣侍從長宮内次官式部長同次長爵位局長侍立し、聽て式部官賜爵者を引て 御前の正面第一所に進み共に最敬禮をなし式部官更に進んで第二所に進み最敬禮をなし次で式部長賜爵者に向ひ 御前に進むべき旨を示し賜爵者進んで第三所に至り最敬禮をなす。次で勅語を賜ひ爵位局長より宣旨を授け、賜爵者拜受して最敬禮をなし退却して第一所に至り又最敬禮をなし式部官に引かれて退く。此に於て 入御あらせられ各員退散す。



三三 奉授式の次第

以上の如く親授式の當日賜爵者中代理者ある時は親授式畢るの後其御場所に於て爵位局主事、爵記を宮内大臣に進め宮内大臣之を代理者に奉授す。賜爵者總て代理の時は南溜之間に於て前項に同じ手續により宮内大臣之を奉授す。服装は代理者掛官員共に大禮服とす。

從一位奉授式

從一位奉授式は其次第爵記奉授式に同じ。

備考

叙位條例(二十年勅令第四百十七號 第四條ハ卅三)

第一條 凡ソ位ハ華族勅奏任官及國家ニ勳功アル者又ハ表彰スベキ効績アル者ヲ叙ス

第二條 凡ソ位ハ正一位ヨリ從八位ニ至ル十六階トス



第三條 凡ソ位ハ從四位以上ハ勅授トシ宮内大臣之ヲ奉ス正五位以下ハ奉授トシ宮内大臣之ヲ宣ス

第四條 凡ソ位ハ刑法其他特別ノ規定ニ於テ定メラレタル場合ヲ除クノ外終身之ヲ有セシム特別ノ規定ニ於テ定メラレタル場合ニ該當セザルモ有位者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其他體面ヲ汚辱スル行爲ヲ爲シタル時ハ位記ヲ返上セシム

第五條 凡ソ位ハ從四位以上ハ爵ニ准ジ禮遇ヲ享ク其准例左ノ如シ

- 公 爵 侯 爵 伯 爵 子 爵 男 爵
- 從一位 正二位 從二位 正從三位 正從四位

### 勳章授與式

#### (一) 授 與 式

大勳位菊花章勳一等旭日桐花章同旭日章及同瑞寶章は 天皇陛下之を親授あらせられ、勳一等寶冠章は 天皇陛下に代り 皇后陛下之を親授あらせらる。勳二等以下は賞勳局總裁之を奉授す。天皇陛下親授の御次第左の如く定めらる。

先づ式部長より某日何時參内あるべき旨を受章者に通達し又親王殿下の内より二人内大臣宮内大臣侍從長賞勳局總裁同書記官同勳位先叙者二人に同時參内の事を通達す。當日定刻に至りて受章者及前記



班列の諸員大禮服を著けて参内し式場に列すれば式部長の奏請により陛下出御あらせらる。此に於て式部官受章者を引て式場第一所に進み斜に御前に面して共に敬禮し更に引て第二所に進ましめ受章者第二所に至り最敬禮をなし又進んで第三所に至り最敬禮をなす。斯くて式部長進んで勳章を捧呈し陛下之を執りて親しく授け給ふ(若し勅語ある時は先づ勅語を賜ひ次に勳章を親授あらせらる)。受章の榮に浴したるものは勳章を拜受して最敬禮をなし第二所第一所に退きて式部官が指示する便宜の所に於て勳章を佩び再び進みて第二所第三所に至りて最敬禮をなす。次で賞勳局總裁勳記を傳達し受章者斜に面して之を受け御前に向つて最敬禮をなし第三所第一所に退却して敬禮し式部官も同じく敬禮し受賞者を引て式場を退く。若受章者二人以上なる時は甲者先づ進んで勳章を拜受し式部官が指示

する便宜の處に退き拜受したる勳章を佩帶して乙者丙者の拜受するを待ち、乙者は甲者の退くを見て直ちに進んで拜受し退きて待つこと甲者の如く、丙者も亦此の如くにして順次拜受し畢るや甲者更に進んで勳記を受けて退き乙者丙者順次退きて親授式の次第を畢らせらる。斯くて式部長班列より出て、入御を奏請し陛下入御あらせられて各員退散す。

## (二) 奉 授 式

勳二等以下賞勳局總裁奉授の次第は式部長より受章者に参内を傳達し同時に賞勳局總裁同書記官及同等先叙者二人に参内を傳達すること親授式の次第に同じく、當日式場の班列整頓するや式部官の報を得て正副總裁臨場し次で式部官受章者を引て進み共に敬禮し賞勳局總裁勳章を授け(辭令ある時は先づ辭令次に勳章を授く)受章者斜



三百四  
に而して之を受け敬禮し式部官受章者を引て式場を退き次で各員退散す。

### (三) 寶冠章御授與式

寶冠章勳一等は 天皇陛下に代り 皇后陛下之を授け給ふ。或は御都合あらせらるゝ時は令旨により内親王妃女王若くは王妃に代授を仰付けらる。皇后陛下親しく授け給ふに當りては内親王妃女王王妃の内より二員、賞勳局總裁式部長皇后宮大夫賞勳局書記官式部官皇后宮亮奏任以上の女官二員同等先叙者二人式場に班列し、やがて 陛下臨御あらせられ式部官受章者を引て式場第一所に進み斜に 御前に面し敬禮を行ひ更に第二所に進み最敬禮をなし、次に女官勳章を捧呈し 陛下之を執り親しく授け給ふ（令旨ある時は先づ令旨を次に勳章を授け給ふ）。受章者勳章を拜受して敬禮し更に第

三所に至り敬禮し便宜の所に退きて之を佩び再び進んで第二所に至り最敬禮をなし、次に賞勳局總裁勳記を傳達し受章者斜に面して之を受け 陛下に向つて敬禮し更に第一所に退きて敬禮す。式部官も同じく敬禮し受章者を引て式場を退く。若受章者二人以上なる時は甲者先づ進んで勳章を拜受し便宜の所に退き佩帶して乙者丙者を待ち、乙者は甲者の退くを見て直ちに進み拜受して退き丙者も此の如く順次拜受し畢るや、甲者更に進んで勳記を受け乙者丙者順次之に倣ひ親授式の次第を畢らせらる。斯くて式部長班列より出で、入御を奏請し 陛下入御あらせられて各員退散す。

### (四) 寶冠章奉授式

勳二等以下賞勳局總裁奉授するに當りては最初の手續は旭日章等の奉授に準じ、式場に於ては式部官勳章を案頭に置き他の式部官受章



者を引て進み共に敬禮し賞勳局總裁勳章を授け（辭令ある時は先づ辭令を次に勳章を授く）賞勳局副總裁勳記を授け受章者斜に面して之を受け敬禮し次て式部官受章者を引て式場を退き各員退散す

### （五）勳章の制度

謹案するに神武天皇中國を平定して帝位に即き給ふや二年春二月を以て功を定め賞を行ひ給ひき。不逞の徒は誅に伏し功勞あるものは賞せらる。此を以て紀綱張り帝德輝き國民皆忠節を勵む。降つて持統天皇の御宇大寶令成るや勳位の制を定め給ひき。これ我國に勳位の制ありたる始にして古代文物典章の具備したるは實に此頃を以て最盛としたりし也。今上陛下維新の大業を統べ大に皇基を振起し外には列國と交際を厚くし内には國利民福を進め給ふや、有爲高材の士争ふて忠を盡し功を致し以て大業を翼賛せり。此に於て明治

八年に至り勳等賞牌（九年賞牌を勳章と改稱せらる）を設け明治旭日勳章と稱し國家に勳績功勞ある者を賞するの制を創定し給へり。此年十二月三十一日陛下賢所の御前に於て旭日勳章親佩の典を行はせられ先づ皇祖に奉獻して親ら大綬章を佩帶あらせられ次で之を皇族殿下に授與あらせられたりき。これを帝國勳章の起原とし現時に及びては旭日勳章の外に大勳位菊花大綬章瑞寶章寶冠章及金鷄勳章あり。

旭日勳章は八級あり、一等を旭日大綬章二等を旭日重光章三等を旭日中綬章四等を旭日小綬章五等を雙光旭日章六等を單光旭日章七等を青色桐葉章八等を白色桐葉章と稱せられ、明治二十一年一月三日更に旭日桐花大綬章の一級を設け旭日大綬章の上級に班し仍勳一等旭日桐花大綬章と稱せらる。



大勳位菊花大綬章は明治九年の欽定にして帝國勳章の至高至貴なるものなり。

瑞寶章は明治二十一年一月三日勅令を以て制定せられ、國家に對し勳功ある者及積年勤勞若くは學術工藝文學上最大有益なる發明改良若くは著述をなし、又は未だ世に知れざる國土を發見し、又は廣大なる田野を墾闢し重要なる道路堤防橋梁を修築し、又は廣大なる學校病院を建設し又は農工商業上に莫大なる裨益を興し、又は教育の擴張若くは慈善の美舉に盡力し、又は自己の身命を顧みず援災防疫の事に従事する等、其功大にして成績顯著なる者に賜ふ。一等より八等に至る。

寶冠章も亦二十一年一月三日の勅令を以て制定せられ婦人の功勞あるものに賜ふ。初は五等に分たれしが明治二十九年に至り一等より

八等に至ると改定せられたり。

金鷄勳章は明治二十三年即 神武天皇即位紀元二千五百五十年の紀元節に方り創定し給へる所にして將來武功拔群の者に授與せんと宣し給ひしが、廿七八年役の論功に際して始めて之を授與あらせられたり。此名稱たる蓋し金鷄 皇軍を導きたる吉瑞に徴し 皇祖の威烈を輝し給ふの聖旨なるべし。功一級より七級に至る。

勳章の外從軍記章後章憲法發布紀念章大婚二十五年祝典之章等あり。從軍記章は明治七年征臺の役に從軍したるものに賜ひ（明治八年制定）たるを臺灣從軍記章と稱し、二十七八年の戰捷を表彰する爲め制定（二十八年勅令第四百十三號）せられ、從軍將校士卒其他に賜ひたるを二十七八年從軍記章と稱し、明治三十三年北清事變の從軍者に賜ひたるを北清事變從軍記章と稱す。



憲法發布紀念章は明治二十二年二月十一日憲法を發布せられたる曠古の盛業を萬世に紀念せしめん爲め制定せられたる所にして、開闢未曾有の大典たる發布式に與かりたる親王以下の諸員に頒賜せられたり。

明治二十七年三月九日を以て 天皇 皇后兩陛下大婚二十五年の祝典を宮中に舉行あらせられ以て夫婦相和する人倫の第一義に關して至高の模範を垂れ給へり。大婚二十五年祝典の章は此盛典を紀念する爲めに設けられたるものにして、當日宮中の大祝宴に與りたる親王同妃殿下親任官一等官二等官爵香間祇候錦鷄間祇候公侯伯子男爵勳三等以上の内外國人列國公使及公使館員橫濱碇泊の各國軍艦々長及五等以上の文武奏任官に頒賜せられたり。

褒章は紅綬綠綬藍綬黃綬の四種に分たる。紅綠藍綬は明治十四年の

設立に係り二十三年二十七年等に改正あり、紅綬褒章は自己の危難を顧みず人命を救助したるものに賜ひ、綠綬褒賞は孝子順孫節婦義僕の類にして德行卓絶なるもの又は實業に精勵し衆民の模範たるべきものに賜ひ、藍綬褒章は學術技藝上の發明改良著述教育衛生慈善防疫の事業學校病院の建設道路河渠堤防の修築田野の墾闢森林の栽培水産の繁殖農商工業の發達に關し公衆の利益を興し成績著明なる者又は公同の事務に勤勉し勞効の顯著なる者に賜ふ。黃綬褒章は明治二十年の設定にして利財を献納し防海の事業を贊成したるものに授與せらる。金章銀章の二種あり。



備考

(其一) 明治八年二月布告

朕惟フニ凡ソ國家ニ功ヲ立テ績ヲ顯ハスモノ宜シク之ヲ褒賞シ以テ之ニ酬ユベシ依テ勳等賞牌ノ典ヲ定メ人々ヲシテ寵異表彰スル所アルヲ知ラシメントス汝有司其レ斯旨ヲ體セヨ

備考

(其二) 明治二十三年二月十一日布告

朕惟ルニ 神武天皇皇業ヲ恢弘ニシ繼承シテ 朕ニ及ベリ今夏カニ登極紀元ヲ算スレバ二千五百五十年ニ達セリ 朕此ノ期ニ際シ 天皇裁定ノ故事ニ徴シ金鵄勳章ヲ創設シ將來武功拔群ノ者ニ授與シ永ク 天皇ノ盛烈ヲ光ニシ以テ其忠勇ヲ獎勵セントス汝衆庶此旨ヲ體セヨ

備考

(其三) 勳章を拜受したるものは領票に記名調印して賞勳局に

進達す其書式概左の如し

天皇陛下ハ臣某ヲ勳何等ニ叙シ併セテ何勳章ヲ賜ハリ此ニ屬スル禮遇特權ヲ有セシムル旨ヲ明載セシ勳記ヲ授ケラル臣某ハ此ノ寵榮ヲ荷ヒ益微衷ヲ効シ貴重ナル章飾ニ耻ザランコトヲ誓フ以聞

右御執奏可被下候也

寶冠章にありては概

畏き我が 天皇陛下の御命以て拙き某を勳何等に叙し寶冠章を賜ひ勳記を授け給ふ己此大御命を承はり忝あつた擔ひ申さく今より後愈々益々赤き心もて重き勳章に恥づ



ることなく仕へ奉らむと申すかく申すことの由を聞へ上  
給へ

### 軍旗授與式

謹案するに軍旗は軍隊精神の集まる所にして之を授け給ふは古の節  
刀を授け給ふが如く 陛下親ら軍隊を統率し給ふ所以也。軍隊に於  
ては軍旗に對すること 陛下の尊影に接し奉るが如く軍旗の下に運  
動するは即 陛下の御前に於て義烈忠勇なる任務を盡すに異らずと  
なす。されば軍旗を授與せらるゝに當りては最嚴肅の儀式を以て御  
手づから之を授與あらせらる。從來の例を考ふるに東京に在る諸隊  
のためには 陛下練兵場へ行幸ありて隊前に於て親授あらせられ、  
遠地に在る諸隊のためには旗手の出京を命ぜられ宮中正殿に於て親



授めらせらる。

(二) 練兵場に於ける親授式

明治二十九年十一月十七日青山練兵場に於て近衛騎兵聯隊及騎兵第一聯隊に軍旗授與めらせられたる例によれば練兵場に於ける御授與式の次第概左の如し。

當日午前九時三十分御出門第一公式の鹵簿にて青山練兵所へ臨幸めらせられ、是より先親王王殿下陸軍大臣參謀總長監軍(今は教育總監)陸海軍將官並同相當官(在職と否とを問はず)陸軍上長官士官(在職と否とを問はず)時刻前に參集し在京近衛及第一師團諸隊は時刻前出場し軍旗を奉受すべき聯隊は定の場所に整列す。陛下には參集諸官諸隊の奉迎を受け御著場めらせられ天幕内へ入御暫時御休憩の後侍從武官長の奏請により玉座に出御めらせられ親王殿下以下扈

從し奉り玉座の左右に侍立し侍從武官長は軍旗を執つて玉座の右後に立つ。此に於て諸官進んで玉座の前面凡そ十歩の地に併立す。

- 一聯隊長 下馬
- 一古參大尉 一名
- 一古參中尉 一名
- 一旗手少尉 同
- 一護衛下士 四名

かくて侍從武官聯隊長を引て玉座の前面に進み、大元帥陛下少しく進ませらるゝや、侍從武官長軍旗を執り從て進み、陛下には左の趣旨の勅語を宣らせらる。

何兵何聯隊の爲め軍旗一旒を授く汝軍人等協心同力して益々威武



を宣揚し以て國家を保護せよ  
 聯隊長は左の趣意を以て奉答す

敬て明答を奉ず臣等死力を竭し誓て國家を保護せん

此時侍従武官長軍旗を 陛下に奉り 陛下之を執り聯隊長に授け給ふ。聯隊長は軍旗を拜受し直に退き之を旗手に渡し併列の右翼なる舊位に復し 陛下には 玉座に復御あらせらる。此時旗手少尉及列立の大尉以下聯隊の中央前二十歩の地に至りて聯隊に面し聯隊長は乗馬して聯隊に號令し軍旗に敬禮を行はしむ。此の如くにして聯隊の精神たる軍旗を授與せられ 陛下は天幕内へ入御あらせらる。次で分列式あり。旗手少尉及列立の大尉（乗馬すべきは乗馬し）聯隊と共に分列式指揮官が定めたる地位に就き分列式の準備成るや 陛下には侍従武官長の奏請により天幕外に出御御乗馬にて分列式を御

覽あり終つて天幕内へ入御續て還幸あらせられ參集各員及諸隊退場す。當日式場に列する陸軍武官及各隊は正裝海軍武官は正服とす。

## （二）宮中に於ける親授式

宮中に於ける御授與式を明治三十三年十二月廿二日、歩兵第廿五廿六廿七廿八聯隊に授與あらせられたる例に徴すれば概左の如し。  
 大元帥陛下午前十時を以て宮中正殿の式場へ出御あらせられ、親王王殿下諸大臣侍従長參謀總長教育總監式部長等 玉座の左右に併列し侍従武官長軍旗を執て 玉座の右後に立つ（掛官員は大禮服陸軍武官は正裝海軍武官は正服）。次で侍従武官陸軍大臣を引て式場に進み大臣は聯隊旗手（上京を命じたるもの）を従へ 玉座に面し拜禮し、陛下少しく進み給ふ時侍従武官長軍旗を奉り 陛下之を執り授け給ふ。陸軍大臣之を拜受して旗手に授け、次で 陛下勅語書（其



の趣意は前記の如しを大臣に賜ひて 玉座に復し給ひ式畢つて入御あらせらる。此時軍旗 陛下に對し奉りて敬禮を行ひ、次で陸軍大臣は聯隊旗手を從へて式場を退き各員退散す。軍旗は御車寄より正門を出で即時本隊所在地に向ひ出發し、本隊所在地に於ては師團長軍旗拜受の後御授與式に則りたる次第を以て之を聯隊長に授く。

(三) 各聯隊の紀念日

抑軍旗御授與は明治七年一月二十三日日比谷練兵場に臨御ありて近衛歩兵第一聯隊及第二聯隊に御授與ありたるを始とし、聯隊の編制成るに従ひ各師團各科兵に御授與あらせられたり。年月順序によりて列記すれば左の如し。

- 明治七年一月二十三日 近衛第一 第二
- 明治七年十二月十八日 師團第六 第八 第九 第十

- 明治七年十二月十九日 師團第一 第二 第三
- 明治八年九月九日 師團第四 第七 第十一 第十二 第十三 第十四
- 明治十年九月十五日 師團第十四植木驛劇戰の際旗手戰死し紛失したるも其後戰功あるにより更に授與

- 明治十一年十二月廿九日 師團第五
- 明治十七年八月十五日 師團第十六 第十八
- 明治十八年七月廿一日 師團第十五 第二十
- 明治十八年十月廿七日 近衛第三
- 明治十九年八月十七日 師團第十七 第十九 第二十一 第二十二
- 明治二十年五月廿五日 第二十三 第二十四 近衛第四



明治廿七年九月十一日

後備第一 第二 第五 第六 第九 第十

明治廿七年十二月九日

第十一 第十二

明治廿九年三月廿六日

後備第三 第四

明治廿九年十一月十八日

臺灣守備第一 第二 第三 第四 第五 第

明治廿九年十一月二十日

六(三十一年編制變更に付返納)

明治卅一年三月二十四日

師團騎兵第二 第三 第四 第五 第六

明治卅三年十二月廿七日

近衛騎兵 師團騎兵第一

明治卅三年十二月廿七日

師團第廿九乃至第四十八

明治卅三年十二月廿七日

師團騎兵第八 第九 第十 第十一 第十二

明治卅三年十二月廿二日

師團第廿五 第廿六 第廿七 第廿八

### 外國公使國書奉呈並外國紳士謁見

開國進取の國是を定めさせられてより世界列國との交際は年を追ふて敦く、文明共通の禮法に則らせられてより異種異教の人民も等しく聖徳を稱へまつる。我に遣外使臣あり彼に駐劄使臣あり國交敦く禮遇優なり。特に外國公使信任狀捧呈謁見の如きは國交第一の儀式として鄭重を極めらる。

皇帝陛下ニ特命全權公使及辦理公使信任狀捧呈謁見手續

一 特命全權公使及辦理公使來著ノ上ハ書簡ヲ以テ其旨ヲ外務大臣

ニ通知シ併セテ信任狀捧呈ノ爲メ皇帝陛下ニ謁見センコトヲ申



請シ同時ニ信任狀寫テ出スベシ

一 外務大臣ハ公使ノ申請ヲ上奏シ式部長官ハ勅定ノ謁見日時ヲ外務大臣ニ通シ外務大臣ハ之ヲ公使ニ通牒ス

一 謁見ノ當日式部官一人馬車ヲ以テ特命全權公使ヲ迎引ス車中ニ於テ式部官ハ公使ノ左側ニ座ヲ占ム但辦理公使ノ爲メニハ單ニ馬車ヲ送ル

一 特命全權公使及辦理公使ハ宮城正門ヲ入り御車寄ヨリ昇殿ス公使通行ノ時守衛兵敬禮ヲ行フ

一 式部官一人公使ヲ御車寄階上ニ迎ヘ控所ニ誘引ス式部長官同所ニ於テ公使ニ接ス

一 公使ハ式部長官ノ誘導ニ依リ謁見室ニ進行シ信任狀ヲ 皇帝陛下ニ捧呈ス 陛下之ヲ受クサセラレテ外務大臣ニ交付セラル此

際外務大臣並宮内大臣若クハ侍從長侍立ス

一 謁見後公使退出ノ手續ハ參内ノ時ニ同シ

一 此謁見ニ於テハ關係ノ諸員大禮服ヲ著ス

一 特命全權公使及辦理公使解任謁見ノ式ハ信任狀捧呈謁見ノ時ニ同シ但一時歸國等ノ節ハ内謁見ノ式ニ據ル

一 代理公使ハ最近御序ノ節外務大臣ニ就テ謁見スルコトヲ得

皇后陛下ニ特命全權公使及辦理公使謁見手續

一 特命全權公使及辦理公使信任狀捧呈謁見ノ後 皇后陛下ニ謁見ヲ願フトキハ公使ヨリ其旨ヲ外務大臣ニ申請スベシ外務大臣ハ之ヲ皇后宮大夫ニ通知ス大夫ハ日時ヲ伺ヒ直ニ之ヲ公使ニ通牒ス



- 一 謁見ノ當日ハ公使自巳ノ馬車ニテ宮城正門ヲ入り御車寄ヨリ昇殿ス公使通行ノ時守衛兵敬禮ヲ行フ
- 一 式部官一人公使ヲ御車寄階上ニ迎ヘ控所ニ誘引ス皇后宮大夫同所ニ於テ公使ニ接シ尋テ之ヲ謁見室ニ誘ヒ公使ノ名ヲ披露シ了テ尙侍ト共ニ侍立ス
- 一 謁見後公使退出ノ手續ハ參内ノ時ニ同シ
- 一 此謁見ニ於テ關係ノ諸員大禮服ヲ著ス
- 一 代理公使ハ 皇帝陛下謁見ノ後最近御序ヲ以テ 皇后陛下ニ謁見スルコトヲ得
- 一 公使館書記官及公使館員ハ最近御序ノ節 皇帝 皇后兩陛下ニ謁見スルコトヲ得

皇后陛下ニ特命全權公使及辦理公使ノ夫人謁見ノ手續

- 一 皇后陛下ニ特命全權公使及辦理公使ノ夫人謁見ヲ願フ時ハ公使ヨリ其旨ヲ外務大臣ニ申請スベシ外務大臣之ヲ皇后宮大夫ニ通知ス大夫ハ謁見ノ日時ヲ伺ヒ直ニ之ヲ公使ニ通牒ス但謁見前夫人ハ尙侍ヲ訪問スベシ
- 一 謁見ノ當日夫人ハ自己ノ馬車ニテ參内シ指定ノ階段ヨリ昇殿ス
- 一 式部官一人夫人ヲ御車寄階上ニ迎ヘ控所ニ誘引ス尙侍及皇后宮大夫同所ニ於テ夫人ニ接ス
- 一 皇后宮大夫ハ夫人ヲ謁見室ニ誘導シ尙侍其名ヲ披露ス
- 一 謁見後夫人退出ノ手續ハ參内ノ時ニ同シ
- 一 謁見ニ於テ關係ノ諸員小禮服ヲ著ス
- 一 代理公使ノ夫人及公使館員ノ夫人ハ御序ノ時尙侍ニ就テ 皇后



陛下ニ謁見スルコトヲ得

三百二十八

皇帝陛下ニ特命全權公使及辨理公使内謁見ノ手續

- 一 特命全權公使及辨理公使本國ヨリ特別ノ使命ヲ受ケ 皇帝陛下ニ謁見ヲ願フ時ハ其旨ヲ外務大臣ニ申請スベシ外務大臣ハ之ヲ上奏ス式部長官ハ其日時ヲ伺ヒ之ヲ外務大臣ニ通シ外務大臣之ヲ公使ニ通牒ス

- 一 謁見ノ當日公使ハ自己ノ馬車ニテ参内シ指定ノ階段ヨリ昇殿ス
- 一 此謁見ニ於テ關係ノ諸員小禮服ヲ著ス但勅命ニ依リ大禮服ヲ着用スルコトアルベシ

強國との交際親密を加ふると共に外國紳士の來遊するもの一年は一年より多し。此等個人の來遊も亦國交の情誼を深からしむる所以に

わらざるなく、宮廷に於ては遠人の爲め特に謁見の優遇を與へさせらる。

皇帝陛下ニ外國紳士謁見手續

- 一 釐下ニ滯留ノ外國紳士ニシテ 皇帝陛下ニ謁見ヲ願フ時ハ其國ノ公使ヲ經由シ外務大臣ニ申請スベシ式部長官ハ最近御序ノ日時ヲ伺ヒ直ニ之ヲ公使ニ通牒ス
- 一 謁見ノ當日紳士ハ指定ノ階段ヨリ昇殿ス

皇后陛下ニ外國紳士及其夫人謁見手續

- 一 釐下ニ滯留ノ外國紳士及其夫人ニシテ 皇后陛下ニ謁見ヲ願フ時ハ其國ノ公使ヲ經由シ外務大臣ニ申請スベシ

三百二十九



一 皇后宮大夫ハ御序ノ日時ヲ伺ヒ直ニ之ヲ公使ニ通牒ス  
一 謁見ノ當日紳士及其夫人ハ指定ノ階級ヨリ昇殿ス

親王殿下及親王妃殿下ニ特命全權公使辨理公使及其夫人又公使館員並ニ外國紳士及其夫人謁見手續

一 皇帝 皇后兩陛下ニ謁見ノ後特命全權公使及辨理公使又ハ其夫人ニシテ親王殿下及親王妃殿下ニ謁見ヲ請フ時ハ公使ヨリ其旨ヲ別當ニ申請スベシ別當ハ引見ノ日時ヲ伺ヒ直ニ之ヲ公使ニ通牒ス

一 公使館書記官公使館員外國紳士及其夫人等親王殿下並親王妃殿下ニ謁見ヲ請フ時モ亦第一條ノ手續ニ據ル

### 外國行及歸朝官員拜謁並賢所參拜

職務を帯ひて外國に渡航し及歸朝したる文武官ある時は主務大臣より兼て拜謁並賢所參拜の事を宮内大臣へ照會し宮内大臣は御都合を伺ひ定めて主務大臣に通牒す。當日定時文官の拜謁者は通常禮服陸軍武官は正裝海軍武官は正服にて參内し式部官に引かれて 御前に進み拜謁畢つて退出し夫より 賢所參拜仰付けらる (拜謁の御間は鳳凰之間を以て之に充てらる)。華族が外國留學として出發及歸朝の時も之に準じて拜謁並に 賢所參拜仰付けらる。



### 濱離宮御苑觀櫻會

濱離宮の觀櫻會は大概四月中旬の花に最も善き頃を以て仰出さる。蓋し觀櫻會と觀菊會とは春秋に於ける皇室の二大園遊會とも申すべく、而して春の御會は敷島の太和心に比べられたる其花の爲めに開かせられ秋の御會は君が齡を延ぶと云ひて、夙に帝室の御紋章と定められたる其花の爲めに開かせらるゝこそ目出度限りなれ。

當日 聖上 皇后兩陛下には午後二時三十分御出門遊幸の鹵簿御一列にて離宮へ行幸啓あり御苑内中島御茶屋に臨御同所に於て御休憩あらせらる。御召を忝ふするは



一親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官  
麿香間祇候錦鶏間祇候

一雇外國人勅任官ニ準シ取扱ノ者  
以上婦人娘携帶

一伯爵從二位勳二等子爵正從三位勳三等男爵正從四位

一近衛佐官及相當官一同各廳奏任官在京地方奏任官五等以上ノ者  
三分

一雇外國人奏任五等以上ニ準  
スベキ資格ノ者

以上夫人携帶

一各國公使公使館員並領事

一在横濱各國軍艦乘組將校及貴客等  
以上夫人娘携帶

は午後二時三十分參苑し（文官ハ通常服高帽武官ハ其相當服婦人は  
ヅイジツチングドレス或は袴着用）式部長同次長の接待を受く。  
此頃より式部陸軍近衛の樂隊は交るゝ奏樂し聽て 兩陛下御苑へ  
出御あらせられ中島御茶屋より松御茶屋脇を経て汐見御茶屋通り假  
立食所に入らせられ、通御掛大勳位内閣總理大臣樞密院院長各大臣  
大臣禮遇各國公使同夫人及公使館員同夫人に御會釋あらせられ假立  
食所御座へ著御の時各員へ御會釋あらせらる。賜儀の際には大勳位  
親任官等へ親しく御談話等あらせられ一同ご歡を共にし給ふと承は  
る。宴終り 兩陛下各員に御會釋ありて還幸啓仰出され斯くて後各  
員隨意退散す。當日雨天なれば御止めとなる。



### 赤阪離宮御苑觀菊會

春風駘蕩の好季には敷島の大和心に比ふべき櫻の御宴を濱離宮御苑に催ふされ、金風玉露の佳候には君が齡を延ぶと云ふなる菊の御宴を赤阪離宮御苑に開かせらる。觀菊會は大概天長節の後十一月中旬の花に最も善き日を選ませられて御治定あり豫め宮内大臣より左の諸員に案内狀を發せしめらる。

- 一 親王王同妃大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官爵香間祇候錦鷄間祇候
- 一 一 雁外國人勅任ニ準シ取扱ノ者



以上夫人娘携帶

三百三十八

一 伯爵從二位勳二等子爵正從三位勳三等男爵正從四位

一 勳三等以上ノ外國人

一 在京府縣奏任知事及近衛佐官同相當官一同五等以上奏任官ニシ

テ在京ノ者三分ノ一

一 一雇外國人奏任五等以上ニ準  
ズベキ資格ノ者

以上夫人携帶

一 各國公使公使館員並領事

一 在横濱各國軍艦乘組將校及貴客等

以上夫人娘携帶

以上陪觀の諸員は午後二時に參苑し（文官は通常服高帽武官は其の相當服婦人はツイジツチングドレス或は袴袴）式部長次長の接伴に

より僊錦間脇御苑を経て青山御花苑に入る。兩陛下には同時宮城を出御あらせられ遊幸の鹵簿御一列にて離宮へ行幸啓あらせられ萩御茶屋へ臨御御休憩纏て御花苑へ出御あらせられ、通御掛大勳位内閣總理大臣樞密院議長各大臣大臣禮遇各國公使及以上夫人へ御會釋あらせらる。斯くて御苑内に玉歩を移させられ金盞銀盞香を争ひ研を競ふを御覽の後御花苑の後に設けられたる假立食所の御座へ著御陪觀諸員一同へ御會釋ありて立會の酒饌を賜ふ。還御に際しても各員へ御會釋あり還御なれば各員隨意退散す。各員青山御花苑に入る頃より退散に至るまで式部陸軍近衛樂隊の交るく奏樂すること略々觀櫻會の時に同じ。當日雨天なれば御止めとなるも春季に於て觀櫻會の御催なき時は翌の天氣によりて御催しあらせらるゝを例とす。

三百三十九



### 帝國議會開院式行幸

明治二十二年の紀元節に不磨の大典を發布して立憲政治の基礎を確立し二十三年十一月始めて帝國議會を東京に召集し給ひてより、其開院式には、車駕親臨して勅語を宣らせらるゝを恒例とし給ひ東洋に於て唯一立憲國たる名譽は皇威と共に世界に輝くに至りぬ。開院式の次第大略左の如し。

一 午前十時兩院議員ハ各議院へ參集ス

一 同十時三十分親王王内閣總理大臣各大臣樞密院議長樞密院副議長樞密顧問官等參列ノ諸員貴族院へ參集ス



- 一 同時 御出門貴族院へ行幸鹵簿第一公式
- 一 衆議院議長兩院副議長書記官長書記官議院門内ニ整列奉迎ス
- 一 貴族院議長御車寄ニ奉迎便殿ニ奉導ス
- 一 便殿へ 著御ノ後兩院議員各其議長ノ指揮ニ從ヒ式場圖ニ依リ整列ス
- 一 式部長 出御ヲ奏請ス
- 一 式場へ 出御式部長先導親王以下扈從
- 一 玉座へ 著御各員最敬禮
- 一 立御總理大臣勅語書ヲ奉進ス
- 一 勅語
- 一 議長及議員拜聽訖テ最敬禮
- 一 貴族院議長 御前ニ進ミ勅語書ヲ拜受シ列ニ復ス

- 一 入御式部長先導親王以下扈從
  - 一 還幸兩院議長副議長書記官長書記官議院門内ニ整列奉送ス
  - 一 還幸ノ後諸員退散
  - 一 當日文官有爵者有位者ハ大禮服陸軍將校及警察官ハ正裝海軍將校ハ正服其他ハ通常禮服勳章アルモノハ本綬佩用
- 開院式の後貴族院及衆議院は各自奉答文を議決し各院議長參内して之を奉呈す。開院式の當日は文武官駐在外交官等に院内傍聽席に於て拜觀を許さる。
- 閉院式には行幸あく總理大臣 勅語を奉讀して貴族院議長に授く。



備考

三百四十四

(其一) 五箇條ノ御誓文 (明治元年三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
  - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經倫ヲ行フベシ
  - 一 官民一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂グ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

備考

(其二) 立憲政體ノ詔書 (明治八年四月十四日)

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ 祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願ニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スベキ者少シトセズ 朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ク以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ルハコト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能 朕ガ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ

三百四十五



備考

三四十六

(其三) 國會開設ノ勅諭 (明治十四年十月十二日)

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張  
シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クベ  
キノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年  
ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ  
道ニ由ルニ非ザルハ莫シ爾有衆亦 朕ガ心ヲ諒トセン  
願ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナ  
ラズ我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揭ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變  
通シ斷ジテ之ヲ行フ責 朕ガ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ  
議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ 朕ガ初志ヲ成サントス今在廷臣僚  
ニ命ヲ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至

テハ 朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及デ公布スル所アラントス  
朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動かシ竟ニ  
大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ朝野臣民ニ公示ス  
ベシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者ア  
ラバ處スルニ國典ヲ以テスベシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

備考

(其四) 憲法發布勅語 (明治二十二年二月十一日)

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ 朕ガ祖宗  
ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典  
ヲ宣布ス

惟フニ我が祖我が宗ハ我が臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我が帝國  
ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我が神聖ナル祖宗ノ威徳ト並

三四十七



ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ 朕我ガ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ 朕ガ意ヲ奉體シ 朕ガ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我ガ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖先ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ク萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ 朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ即チ 朕ガ祖宗ノ惠撫慈養シ給ヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメンコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ 朕ガ率

由スル所ヲ示シ 朕ガ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ 朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ 朕及 朕ガ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラザルベシ

朕ハ我ガ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其享有テ完全ナラシムベキヲ宣言ス、帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスベシ 將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラバ 朕及 朕ガ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外 朕



ガ子孫及臣民ハ敢テ之ガ紛更ヲ試ミルコトヲ得ザルベシ  
朕ガ在廷ノ大臣ハ 朕ガ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スベ  
ク 朕ガ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務  
ヲ負フベシ

備考

(其五) 帝國議會開院式ノ日

參考ノ便ヲ計リ左ニ第一回以來開院式ノ日取リテ列記スベシ

- 第一回 開會 明治二十三年十一月廿九日  
閉會 同 二十四年三月四日
- 第二回 開會 明治二十四年十一月廿六日  
閉會 (同十二月廿五日解散)

- 第三回 開會 明治二十五年五月六日  
閉會 同 六月十五日
- 第四回 開會 明治二十五年十一月廿九日  
閉會 同 二十六年三月一日
- 第五回 開會 明治二十六年十一月廿八日  
閉會 (十二月三十日解散)
- 第六回 開會 明治二十七年五月十五日  
閉會 (六月二日解散)
- 第七回 開會 明治二十七年十月十八日  
閉會 同 十月廿二日
- 第八回 開會 明治二十七年十二月廿四日  
閉會 明治二十八年三月廿七日

(廣島)



第九回	開會	明治二十八年十二月廿八日
	閉會	同 二十九年三月廿九日
第十回	開會	明治二十九年十二月廿五日
	閉會	同 三十年三月廿四日
第十一回	開會	明治三十年十二月廿四日
	閉會	(十二月廿五日解散)
第十二回	開會	明治三十一年五月十九日
	閉會	(六月十日解散)
第十三回	開會	明治三十一年十二月三日
	閉會	同 三十二年三月十日
第十四回	開會	明治三十二年十一月廿二日
	閉會	同 三十三年二月廿四日

第十五回	開會	明治三十三年十二月廿五日
	閉會	同 三十四年三月廿五日
第十六回	開會	明治三十四年十二月十日
	閉會	同 三十五年三月十日
第十七回	開會	明治三十五年十二月九日
	閉會	(十二月廿八日解散)
第十八回	開會	明治三十六年五月十二日
	閉會	同 六月五日
第十九回	開會	明治三十六年十二月十日
	閉會	(十二月十二日解散)



春日祭 (三月十三日)

官幣大社春日神社は大和國奈良市春日野の御鎮座にして祭神は

- 一御殿 武甕槌命 常陸國鹿島
- 二御殿 齋主命 下總國香取
- 三御殿 天兒屋命 河内國牧岡
- 四御殿 比賣神 伊勢國神宮

なり。延喜式に曰く 稱徳天皇神護景雲二年正月九日大和國添上郡  
三笠山御垂跡同十一月九日宮柱立御殿被造了と。光仁天皇寶龜年中  
に御遷宮あり 仁明天皇嘉祥三年に始めて大祭を行はれ 一條院天



皇が元祚元年三月廿二日行幸あらせられたるを始めとし代々の行幸記すに違あらず。攝政良基は『さかき葉の日記』に於て、『天兒屋命を副奉りて筑紫の日向國高千穂峰に天々たり給ひし時此天兒屋命を神々ほめ奉りて其形は日の如し其心は海の如し其徳は地の如し、其故に 天照大神堅く誓て宣はく我子孫は此葦原中津國の主たるべし汝の子孫は代々國柄を執て床を並べ殿を等しくして助け護れど神約ありき。其より君臣の契たがふことなく魚と水とに異ならず風と雲との感ずるに似たり國を守り君を輔佐し奉るいはれ是より生まれり則今の春日の三御殿にて渡らせ給ふ』と記したりき。即建國に因縁深き神社として今も古例を存して年々の祭日には勅使を差遣あらせられ其式典舊時に異なるなし。

當日午前八時神官神殿ヲ裝飾ス  
同九時神官ノ長官以下纏會ニ著ク  
次神官ノ長官殿ニ昇リ御原ヲ開キ側ニ候ス  
此間奏樂  
次同次官以下神饌ヲ傳供ス  
此間奏樂  
午前九時上卿以下警場ヲ出社頭ニ參進  
上卿以下二鳥居ニ於テ下馬上馬ハ馬場ノ外ニ行キ  
外記史代倭舞人等西上鳥居内ニ出迎  
此間奉行社頭ニ參進纏會ニ候ス  
神官社頭ノ具スル由ヲ奉行ニ告ケ  
奉行屬官ヲ以テ上卿參進ヲ催ス  
次上卿及辨代祓戸座ニ著ク  
此間御馬御幣懸倭舞人等直ニ社頭ニ進ム  
四馬ハ前門外御幣懸ハ御幣懸ハ前門外ニ進ム  
次宮主代贖物ヲ居ニ祓詞ヲ讀ム  
上卿又辨代解除  
次宮主代大麻ヲ上卿及辨代ニ進ム各一撫返之  
次贖物ヲ撤ス

次起座 下座ヲ先トス  
次上卿著到殿ニ著ク  
辨代外記史代同ク著ク  
次上卿式ヲ覽ス  
次上卿外記代ナシテ社頭ニ參進ヲ催サシム  
次起座 下座ヲ先トス  
次上卿及辨代藤鳥居慶賀門等ヲ入手ヲ洗フ  
上卿便宜ノ所ニ於テ劍ヲ解ク  
次神官食器ヲ神殿ノ前ニ敷ク  
次上卿及辨代第一神饌御棚ヲ昇立之ヲ供ス  
第二第三第四御棚ハ神官之ヲ供ス  
次神官ノ長官之ヲ奉奠ス  
次上卿及辨代庭中ノ座ニ著ク  
是ヨリ先上卿便宜ノ所ニ於テ劍ヲ著ク  
官幣  
次上卿起座幣殿ノ座ニ移リ著ク  
次御祭文拜讀先ニ拜畢テ二拜  
次神官ノ長官上卿ノ座前ニ進ム上卿御祭文ヲ付  
ス



女神官御祭文ヲ神殿ニ納メ出テ還祝詞ヲ申ス拍  
 手上彌辨代之ニ應ズ  
 次馬寮官人代御馬ヲ神前ニ牽列ス<sup>四</sup>  
 次上彌以下直會殿ノ座ニ著ク  
 次饗饌  
 次馬寮官人代御馬ヲ牽廻ス<sup>四</sup>  
 次倭舞  
 次外記見參ヲ進ム上彌披見辨代ニ下ス  
 次上彌以下起座退<sup>三</sup>

次勅奏任官拜禮捧玉事  
 次列任官拜禮  
 次神官ノ長官玉串ヲ献リ拜禮  
 次同次官以下拜禮  
 次同官以下御幣物及神饌ヲ撤ス  
 次同長官御屏ヲ閉ツ畢テ下殿  
 此間奏樂  
 次各退出

賀 茂 祭 (五月十五日)

賀茂祭は兩社に分けて執行せらる。下社は山城國愛宕郡下賀茂村に鎮座ましまし祭神は

玉 依 姫 命

建 角 身 命

にして上賀茂村なる上社の祭神は

別 雷 神

なり。即ち下社の祭神は上社の御父御母にして、神武天皇東征の御皇軍を導き給ひたる功績他に比ぶべくもあらねば往古より朝廷の御



崇敬も特に重かりき。嵯峨院天皇の御宇に至り皇女有智子内親王を賀茂齋院とし、神宮の齋院に等しく奉仕せしめ給ひたるも三十五世を経て廢絶に歸しぬ。朱雀院天皇行幸あらせられて國亂の鎮定を祈願し給へるは諸社行幸の始めとも云ふべく爾後歷代の行幸記するに違わらず。往古より賀茂祭は神託に基づき葵桂を挿したれば一般に葵祭と稱へて儀式の高尙優美なること之に過ぐるものあらざりき。現時に於ても勅使參向の當日に於ける沿道社頭の諸事舊時を偲ぶの因由たらざるなきぞかし。

賀茂祭下社之儀

當日早旦神官神殿及社頭ノ裝飾ヲ奉仕ス  
午前第八時神官ノ長官以下輦舎ニ著リ  
次神官ノ長官殿ニ昇リ御扉ヲ開キ側ニ候ス

此間奏樂

次同次官以下神饌ヲ傳供ス  
此間奏樂  
勅使以下參向

使使及内蔵使代ハ二鳥居内ニ於テ下馬自餘ハ赤井橋ノ東ニ於テ下馬

神官一人二鳥居内ニ於テ勅使ヲ迎フ

此間奉行社頭ニ參進輦舎ニ候ス

社頭具スルノ由神官奉行ニ告ケ奉行兩官ヲ以テ勅使ノ參進ヲ催ス

次勅使參進

舞人陪從等相從フ

此時陪從小調子ヲ發ス

次勅使手ヲ洗フ

主水司代役之

次勅使被褥ニ著キ解除

神官役之

此時舞人陪從等輦ノ東方ニ當北上西面ニ止リ立

次勅使解除畢テ社頭ニ參進ス

舞人陪從等相從フ櫻門ヲ入ル時陪從一二歌ヲ唱フ

勅使前ヲ過ル時檢非違使代以下床ヲ起テ敬禮ス

勅使櫻門内窓下ガニ於テ劔ヲ解ク

是ヨリ先山城使代内蔵使代以下櫻門ヲ入り進

舞殿ノ東庭ニ候ス各内庭元來三層ノ山垣附内蔵北

内蔵使代櫻門ヲ入ル時檢非違使代以下床ヲ起テ敬禮ス

次内蔵使代御幣物ヲ執リ案上ニ置ク先東ノ案西ノ案中央代ノ案南側ノ案

是ヨリ先キ御幣櫃ヲ舞殿ノ東北座ニ昇立南側ノ案

次勅使舞殿ノ階ノ下ニ立チ内蔵使代ニ口ス

次内蔵使代兩階ノ下ニ參リ御祭文ヲ勅使ニ附シ

床ニ復ス

次勅使兩階ヲ昇リ舞殿ノ座ニ著ク

次勅使二拜御祭文ヲ讀畢テ又二拜

此間諸員床ヲ起ツ

次神官ノ長官還出テ舞殿ノ北階ヲ昇リ神宣ヲ傳

フ勅使之ヲ奉ル長官退去

次神官ノ長官返視詞ヲ申手ヲ拍ツ勅使之ニ應ズ

長官神祿ヲ取り舞殿ノ北庭ノ案上ニ置キ聊東

方ニ寄リ斜ニ勅使ニ向ヒ之ヲ申ス



次神官ノ長官案上ノ神祿ヲ取り舞殿ノ北階ニ昇  
リ勅使ノ庭前ニ來リ授ク勅使之ヲ受テ揮頭ス  
長官退去  
次勅使座ヲ起テ南階ヲ降り御祭文ヲ内藏使代ニ  
返授ク畢テ櫻門ノ四廊ニ入劔ヲ帶ス内藏使代  
勅使ノ起座ヲ見テ階下ニ來リ之ヲ受ク  
次神官御祭文ノ座ヲ撤ス  
次勅使四廊ヲ出テ舞殿ノ東南庭ニ立ツ  
舞人舞殿ノ南庭ニ東上北面ニ列立ス  
陪從勅使ノ南ニ進寄ル東ニ  
次陪從一二歌ヲ唱フ  
次御馬ヲ牽廻ス三  
馬寮使代前行ス  
次陪從駿河歌ヲ唱フ  
次舞人舞殿ニ昇リ駿河舞ヲ奉仕シ畢テ殿ヲ降り  
跪キ右ヲ租ヌギ更ニ昇リテ求子ヲ奉仕ス畢テ  
殿ヲ降り跪キ紐ヲ指シ退出  
次陪從退出  
次勅使退出

舞殿御服所ノ間ヲ經テ西鳥居ヲ出テ乘馬休幕  
ニ向フ  
次走馬  
勅使以下例ニ依テ不觀  
次勅使任官拜禮玉串ヲ捧ク  
次列任官拜禮  
次神官ノ長官玉串ヲ獻リ拜禮畢テ木所ニ復ス  
次同次官以下拜禮  
次同官以下御幣物及神饌ヲ撤ス  
此間奏樂  
次同長官御屏ヲ閉テ畢テ殿ヲ降り護舍ニ復ス  
此間奏樂  
次退出  
勅使以下各休幕ニ盡食シ畢ル  
奉行屬官ニ命テ列奉行ヲシテ進發ヲ罷サシム  
勅使以下上社ニ參向

上社之儀

當日神官神殿及社頭ニ裝飾ヲ奉仕ス  
午後第一時神官ノ長官以下護舍ニ著ク  
次神官ノ長官殿ニ昇リ御屏ヲ開キ側ニ候ス  
此間奏樂  
次同次官以下神饌ヲ傳供ス  
此間奏樂  
勅使以下參向  
一鳥居外ニ於テ下馬  
神官一人二鳥居外ニ於テ勅使ヲ迎フ  
此間奉行以下社頭ニ參進護舍ニ候ス  
社頭具スルノ由神官奉行ニ告ク奉行屬官ヲ以テ  
勅使參進ヲ備ス  
次勅使參進  
舞人陪從等相從フ  
此時陪從小調子ヲ奏ス  
次勅使手ヲ洗フ

主水司代之ヲ役ス

次勅使解除  
神官之ヲ役ス  
此間舞人陪從等護ノ四ニ當リ北上東面ニ止  
リ立ツ  
勅使社頭ニ參進ス  
舞人陪從等相從フ一二歌ヲ唱ヘテ橋殿ノ東南  
庭ニ北上西面ニ進立ツ舞人解除護ノ邊ニ佇立  
ス  
檢非違使代以下勅使ノ前ヲ過ル時床ヲ起テ敬  
禮ス  
是ヨリ先内藏使代山城使代二鳥居ヲ入り參進  
土ノ屋ノ西南庭ニ候ス各西面元座ニ居ス  
鳥居北山城門  
檢非違使代以下内藏使代二ノ鳥居ヲ入り參進  
前ヲ過ル時床ヲ起テ敬禮  
次内藏使代史生代ヲシテ御幣物ヲ橋殿前假ノ案  
上ニ置カシム  
是ヨリ先御幣櫃ヲ橋殿ノ東北庭ニ昇立ツ御幣櫃  
次勅使橋殿ノ南階ノ下ニ東面ニ立チ内藏使代ニ



目ス  
 次内藏使代南階ノ下ニ參進御祭文ヲ勅使ニ授ケ  
 床ニ復ス  
 次勅使南階ヲ昇リ橋殿ノ座ニ著ク  
 次勅使二拜御祭文ヲ讀畢テ又ニ拜  
 此間諸員床ヲ起ツ  
 次神官ノ長官橋殿ノ北階ヲ昇リ勅使ノ座前ニ來  
 ル勅使御祭文ヲ授ク長官之ヲ受ケ神前ニ參上  
 ス  
 次内藏使代史生代ヲ率テ東ノ橋ヲ渡リ案下ニ就  
 キ御幣物ヲ執リ櫻門及中門ヲ入り御幣ヲ神前  
 ノ案上ニ置キ退キ歸リ床ニ復ス  
 此間神官神祿ヲ取リ橋殿北庭ノ御幣物案上  
 ニ置キ退去  
 次神官ノ長官片岡社前ノ岩上ニ跪キ返祝詞ヲ申  
 シテ手ヲ拍ツ勅使之ニ應ズ  
 次神官ノ長官案上ノ神祿ヲ取テ橋殿ノ北階ヲ昇  
 リ勅使ノ座前ニ來リ授ク勅使受テ之ヲ冠ニ挿  
 ス長官退去

次勅使座ヲ起テ南階ヲ降り土ノ屋ニ入ル  
 此間陪從土ノ屋ヲ出橋殿ノ南庭ニ立ツ  
 次神官御祭文ノ座ヲ撤ス  
 次勅使土ノ屋ヲ出テ橋殿ノ東南庭ニ立ツ  
 舞人御殿ノ西南庭ニ列立ス  
 陪從勅使ノ左邊ニ進寄ル  
 次陪從一二歌ヲ唱フ  
 次御馬ヲ牽廻ス  
 馬寮使代前行ス  
 次陪從駿河歌ヲ發ス  
 次舞人橋殿ニ昇リ駿河舞求子等ヲ奉仕畢テ退出  
 次陪從退出  
 次勅使退出  
 此間走馬ノ乘尻各乘馬二ノ鳥居ニ入り橋殿  
 ノ邊ニ至リ一拜畢テ馬場ヲ下ル  
 次走馬  
 勅使以下埒内東方ノ芝上胡床ニ居シ之ヲ觀ル  
 奉行以下同所ニ於テ觀ル  
 次勅使任官拜禮玉串ヲ捧グ

次列任官拜禮  
 次神官ノ長官玉串ヲ獻リ拜禮畢テ本所ニ復ス  
 次同次官以下拜禮  
 次同官以下御幣物及神饌ヲ撤ス  
 此間奏樂

次同長官御座ヲ閉テ畢テ殿ヲ降り纏舍ニ復ス  
 此間奏樂  
 次各退出  
 走馬畢テ勅使以下分散

備考

賀茂皇大神宮記

その次の帝は承平のみかど 朱雀院とぞ申ける 寛平法皇の御  
 孫 延喜の帝の皇子なり。この御代に至りて世中騒しき事あり、  
 その故は平將門と云へる者勅定を背きて東へ下りて謀逆を企て  
 東八ヶ國をうち靡かして平親王と號し一門兄弟眷屬をば卿上雲



客諸司の司にぞなしける、下總國相馬の郡に都を立て正税官物を奪ひとり、是のみならず藤原の純友といへる者將門に内通して西國にて謀逆を起し筑紫九ヶ國をうち靡けむとす東夷西戎一時に起りて四海を動し侍りしかば天下の騷人民の歎いふばかりなかりき。然ば叡慮をだやかならず公卿僉議ありて、とかく賀茂皇大神の冥助の御惠恵らせたまはずばなどか静謐なかるべきと覺しめして、承平五年四月廿五日に賀茂御社に行幸ありて深く信心怠せ給ずして御願ましましけり。諸社の行幸と申御事は是ぞ始なるべし。

氷川神社例祭 (八月一日)

官幣大社氷川神社は、武藏國北足立郡大宮町の御鎮座にして、祭神

素盞鳴命  
稻田姫命  
大己貴命

御社は、孝昭天皇御宇の創造に係り、日本武尊御東征の折には鎮定の御祈願ありしと傳へらる。されば武州一宮として上下の尊信最厚く、維新の際當國の鎮守勅祭の社と定められ明治元年十月十三日



車駕東幸し東京を以て皇居と定めさせらるゝや同月廿七日を以て行幸御親祭おらせられ爾後毎歲勅使をして奉幣せしめらるゝことゝなりぬ。

氷川神社例祭次第

當日早旦神樂殿ヲ裝飾ス  
 午前第九時宮司以下權舍ニ著ク  
 次宮司以下祓ノ禊ニ著ク神職祓ノ詞ヲ讀ミ神ノ技ヲ執テ祓フ  
 次宮司殿ニ昇リ御原ヲ開キ畢テ側ニ候ス  
 此間奏樂  
 次願宜以下神饌ヲ傳供ス  
 此間奏樂  
 次宮司祝詞ヲ奏ス  
 次使參集所ヲ發シ社頭へ參進神職先導ス先是使以下手水ノ儀アリテ退ス

---

次三島居内使宜ノ所ニ於テ祓ノ儀アリ可上  
 次使以下權舍ニ著ク  
 次御幣物ノ幸櫃ヲ社殿ノ石階上便宜ノ所ニ昇居  
 堂典相副讀  
 次堂典相御幣物ヲ執テ階下ノ假案ニ置ク  
 次宮司之ヲ執テ神前ノ案上ニ奠ス  
 次使參進階下ニ至ル此時式部屬御祭文ヲ執テ使ニ付ス  
 次使殿ニ昇リ祝ニ著キ御祭文ヲ奏ス  
 此間諸員起ツ  
 次宮司進テ御祭文ヲ乞ヒ之ヲ神前ニ納メ使ニ反命使權舍ニ復ス

次東遊  
 次使以下拜禮御玉串ヲ奉ル  
 次宮司以下同上  
 次使以下退出  
 神職先導始ノ如シ

次御幣物及神饌ヲ撤ス  
 此間奏樂  
 次宮司御原ヲ閉テ畢テ權舍ニ復ス  
 此間奏樂  
 次各退出

備考

明治元年十月十七日行政官布達

詔崇神祇重祭祀皇國大典政教基本然中世以降政道漸衰祀典不舉遂馴致綱紀不振朕深慨之方今更始之秋新置東京親臨視政府先與祀典張綱紀以復祭政一致之道也乃以武藏國大宮驛氷川神社爲當國鎮守親幸祭之自今以後歲遣奉幣使以爲永例  
 今般御東幸被爲遊候付テハ祭政一致之思食ヲ以別紙勅書之通武



藏國大宮驛氷川神社以後當國之鎮守勅祭之社ト被爲定當月下旬  
行幸御參拜可被遊旨被仰出候事

男 山 祭 (八月十五日)

男山八幡宮は山城國綴喜郡八幡町の御鎮座にして祭神は左の三柱なり。

品陀和氣命

息長帶比賣命

比 賣 神

品陀和氣命は即 應神天皇、息長帶比賣命は即 神功皇后にして  
欽明天皇の御宇豊後國宇佐に御鎮座あり 清和天皇の貞觀元年に至  
りて山城國男山に遷座ありき。神功皇后が三韓を朝貢せしめ給ひた



る偉績は我が國史の最大光彩にして、應仁天皇の御宇は實に上代に於て國威の最も輝ける頂上なれば御鎮座以來帝室の御祈願臣民の崇敬共に格別にして、歴代の行幸記すに違なきが中にも蒙古襲來の際龜山上皇臨幸して特に御祈願あらせられたるが如き、南北朝の時後村上院天皇鳩嶺に行在所を置かせられたるが如き、近くは孝明天皇元治元年行幸ありたるが如き、今上の御代となりても明治十年臨幸ありたるが如き事蹟甚多きは祭神の御威徳不朽なればにぞ。御例祭は總て古儀によりて行はせらる。

男山祭次第

當日午前第一時宮司以下供奉ノ輩社頭へ參集奉  
行並掛官員樂人等同參集  
次東四楯樹ノ下ニ庭燎ヲ焚ク

次奉行並掛官員内廊ニ著床東  
次宮司以下内廊ニ著床西  
次宮司舞殿ニ進テ開扉ノ祝詞ヲ奏ス舞拜  
次禰宜神寶ヲ出シテ神官ニ授ク

次勅限ヲ計リ亂聲一節細  
次風籠ヲ大床ニ寄ス  
次警蹕  
次神樂竹門ヨリ出如大鼓節私ヲ  
我ノ願節私ノ下御  
此間樂人道樂ヲ奏ス展樂  
次風籠相屋殿ニ入御  
次宮司風籠相屋殿下御ノ由ヲ奉行ニ告グ  
次宮司以下風籠ノ御前ニ進ミ拜禮了テ相屋殿前  
東側ニ立ツ南上  
此間奏樂奏樂  
是ヨリ先上卿以下禮堂ノ邊ニ到ル  
次上卿禮堂南方ヨリ入座ニ著ク南  
次參院代同ク座ニ著ク同  
次辨代西方ヨリ入座ニ著ク同  
次次將代同ク座ニ著ク北  
次外記代史代官掌代召使代同ク座ニ著ク北  
此間主殿寮出張所官員著履會  
次外記代式ヲ管ニ入上卿ノ前ニ置ク北  
次奉行掛員ニ諸司並宮本ノ具香ヲ問フ

掛員具スル由ヲ申ス  
次奉行頓宮へ神幸ノ旨ヲ上卿ニ申ス  
次各起座下座ヲ先トス  
次上卿以下南門ヲ出洗手  
次上卿相屋殿ニ奉迎相屋殿ニ列  
立南上東面  
次上卿召使代ヲ以テ外記代ヲ召シ前陣進ム可キ  
由ヲ仰ス先馬允  
次行列  
次頓宮ノ南門ニ入ル  
次一風籠ヲ舞臺中央ニ安ズ  
次二風籠ヲ同西方ニ安ズ  
次三風籠ヲ同東方ニ安ズ  
次風籠三基神殿ニ寄奉シ先中次四次東  
是ヨリ先上卿以下舞臺西北上東面ニ列立  
次禰宜神寶ヲ受取頓宮ノ内ニ納ム  
次上卿以下離列禮堂ノ座ニ復リ著ク  
此間奉行主殿寮出張所官員及掛官員著履會  
次宮司以下著履會  
次神饌ヲ供ス